第7期鎌ケ谷市障がい福祉計画第3期鎌ケ谷市障がい児福祉計画

令和6年度~令和8年度

 $_{\sim}$ 障がいのある人もない人も、 $_{\sim}$ お互いを尊重し支え合う共生のまち

令和6年3月 鎌ケ谷市



はじめに

本市では、令和3年3月に『障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまち』を基本理念とし、障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「第3期鎌ケ谷市障がい者計画」と、その長期計画の理念を具現化し、福祉サービスの提供体制を確保するための一体的な計画として「第6期鎌ケ谷市障がい福祉計画」及び「第2期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実を図ってまいりました。



令和5年度をもって両計画の計画期間が終了することから、このたび令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期鎌ケ谷市障がい福祉計画」及び「第3期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、障害のある方の自己決定の尊重と意思決定の支援に引き続き取り組み、住み慣れた 地域で本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、障がいのある方の日常生活を支え るサービスや相談支援等の提供体制の整備など取組を示すものです。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、障がいのある人への施策をさらに充実し、ともに生き暮らし支え合う共生社会の実現に向け、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、関係機関および各種団体の皆様方に、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

鎌ケ谷市長 芝田 裕美



目 次

第1部総 論	
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
第2章 鎌ケ谷市を取り巻く現状と課題	13
1 統計からみる鎌ケ谷市の現状	14
2 各種調査結果の概要	20
3 第3期鎌ケ谷市障がい者計画の進捗状況	23
第2部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	
第1章 計画の方向性	29
1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の方向性	30
2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の構成 (成果目標と活動指標)	32
第2章 障がい者福祉の充実のための成果目標	33
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	34
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築	35
3 地域生活支援の充実	36
4 福祉施設から一般就労への移行等	37
5 障がい児支援の提供体制の整備等	38
6 相談支援体制の充実・強化等	39
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	40
第3章 障害福祉サービス・障害児通所支援等・地域生活支援事業の見込み	41
1 障害福祉サービス・障害児通所支援等・地域生活支援事業等の全体像	42
2 障害福祉サービスの見込み量	43
3 障害児通所支援等の見込み量	55
4 地域生活支援事業の見込み量	59
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	70
6 相談支援体制の充実・強化のための取組	73
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	74

この冊子には音声コード「Uni-Voice」を印刷しています。音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォン等で撮影すると、記載されている内容を取得することができます。

本文中「※」印を付した用語は、巻末「用語解説」に解説を収録しています。



第1部

総論





第1章 計画の策定にあたって





1 計画策定の背景と趣旨

国では障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現に向けて法律の整備が行われています。

平成30年4月には「障害者総合支援法*」が児童福祉法等とともに改正され、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児*への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われ、その後も障害者総合支援法は3年を目途に見直されています。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが文化や芸術に関わり、心の豊かさや相互理解を図ることができるようにするための「障害者文化芸術推進法*(令和元年6月施行)」や、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法*(令和元年6月施行)」など、障がい者を取り巻く法律が整備されています。

さらに、国際的な動向としては、平成27年9月に「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)*が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向け、障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取組を踏まえ、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。

こうした動きを踏まえ、本市では「障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまち」を基本理念に、地域で安心してともに生活を送ることができる地域共生社会*の実現に向けた取組の推進や、障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの充実やサービス提供基盤の整備等を推進するため、令和3年に「第3期鎌ケ谷市障がい者計画」並びに「第6期鎌ケ谷市障がい福祉計画」及び「第2期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」を策定しました。

このたび、「第6期鎌ケ谷市障がい福祉計画」及び「第2期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や、これまでの市の取組及び目標値を検証し、計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、新たに「第7期鎌ケ谷市障がい福祉計画」及び「第3期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」を策定します。

■SDGs の 17 の目標 SUSTAINABLE GOALS







2 計画の位置づけ

(1)法的な位置づけ

「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

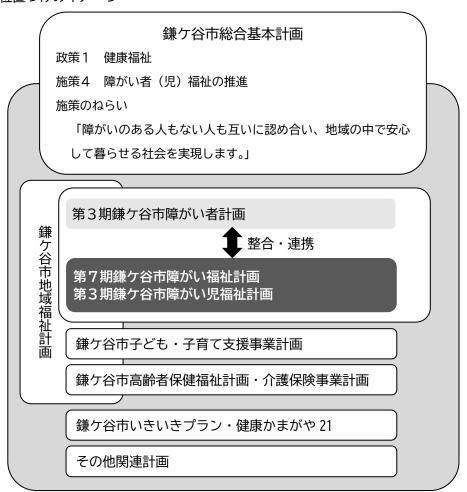
(2)各種計画における位置づけ

本計画は、「第3期鎌ケ谷市障がい者計画」や市の関連計画等と整合を図り、推進するものとします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための 障がい者計画のうち、障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけを有しています。

また、本計画は市の最上位計画となる「鎌ケ谷市総合基本計画」をはじめ、福祉施策の上位計画となる「鎌ケ谷市地域福祉計画」の部門計画として位置づけます。

■本計画の位置づけのイメージ





(3)計画の期間

本計画は、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本的な指針(以下「国の基本指針」 という。)に基づき、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

■計画の期間

年度 根拠	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	3年度	4年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
障害者基本法	第3期鎌ケ谷市障がい者計画(令和3年度~令和8年度)			度)		
障害者	第6期鎌ケ谷市障がい福祉計画			第7期鎌ケ谷市障がい福祉計画		
総合支援法	(令和3年度〜令和5年度)			(令和6年度~令和8年度)		
児童福祉法	第2期鎌ケ谷市障がい児福祉計画 (令和3年度~令和5年度)					

(4)計画の推進

ア 計画の進行管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act (改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

また、障がい者計画等の具体化に向けた協議の場である「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会^{*}」に意見を聞くなど点検、評価し、その結果について公表することとします。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



Plan (計画)

市民参加による計画の策定



Act (改善)

点検、評価の結果を踏まえた事業の 改善、障がい者施策への反映

Do (実行)

サービス提供事業所、関係機関等と の連携による事業の実施



評価の公表

Check (評価)

主管課での現状把握、点検、評価 鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協 議会における意見聴取





イ 関係機関等の連携強化

本計画の実現を図るため、保健や福祉、教育等の行政の各分野はもとより、基幹相談支援センター*を中核として相談支援事業所等が連携できるネットワークの構築に取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業*の円滑な実施を進めます。

ウ 情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障がい者が情報を入手できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティ*の向上により、障がい者福祉に関する情報を発信します。

エ 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に取り組みます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し必要な要望を行います



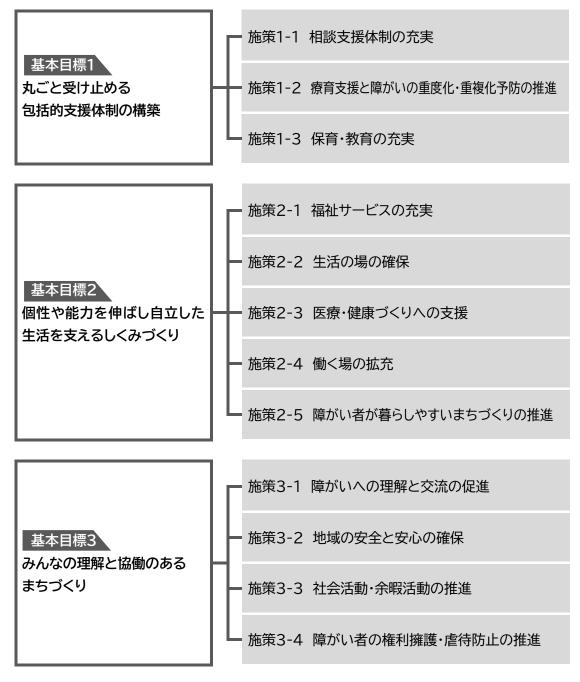


(5) 第3期鎌ケ谷市障がい者計画の施策体系

「第3期鎌ケ谷市障がい者計画」は、障がい者施策に関する基本的な計画で、令和3年度から令和8年度までの計画となります。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の上位にあたり、その施策の体系は次のとおりとなります。

基本理念

障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまち





(6) 第3期鎌ケ谷市障がい者計画の施策の展開

基本目標1 丸ごと受け止める包括的支援体制の構築

施策1-1 相談支援体制の充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、本人や家族の意向を尊重し、必要とする 支援に適切につなげる相談支援の役割が重要です。

そのため、身近な地域で気軽に相談できる相談窓口を充実するとともに、一人ひとりの心身の 状況や意向等を踏まえて、適切な支援につなぐことのできる連携体制を強化します。

また、多様化する相談ニーズに対応するため、相談支援専門員・計画相談員などの資質の向上、 専門的知識の習得を図ります。

★施策1-1の取組

- (1)相談窓口の充実
- (2) 障がい者相談員※の周知
- (3) ひきこもり支援
- (4) 地域生活支援拠点※の機能充実
- (5)包括的支援体制の構築

施策1-2 療育*支援と障がいの重度化・重複化予防の推進

障がいのある子どもの成長・発達には、乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で障がいを 発見し、適切な療育につなげることが重要となっています。

そのため、健康診査等での早期発見に努めるとともに保護者及び関係機関との連携による支援の強化を推進します。

また、相談や指導、負担軽減など保護者への支援を行うとともに、多様化する障がいに対応することができるよう、こども発達センターを中心としたサポート体制の整備を推進します。

★施策 1-2 の取組

- (1) 妊婦及び乳幼児健康診査と相談体制の充実
- (2)乳幼児健診後の指導の充実
- (3)発達段階に応じた療育体制の充実
- (4) 療育支援と児童発達支援の充実



施策1-3 保育・教育の充実

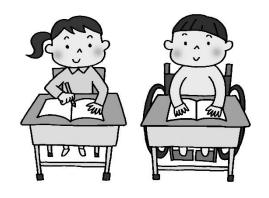
障がいのある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、個々に応じた適切な支援を行うことができる保育・教育環境の充実が重要となります。

そのため、保育や教育に関わる人の資質向上を図るとともに、多様な障がいに対する理解を深めるための研修機会を充実します。

また、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、多様な学習の場の確保に取り組みます。

★施策1-3の取組

- (1)保育士、放課後児童支援員の専門性の向上
- (2) 保育園、幼稚園、学校等の訪問支援の充実
- (3) 適切な就学支援の推進
- (4) 個別の教育支援計画*及び個別の指導計画*に基づく教育の推進
- (5)特別支援教育の充実





基本目標2 個性や能力を伸ばし自立した生活を支えるしくみづくり

施策2-1 福祉サービスの充実

障がいのある人の日常生活を支えるためには、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付など、様々な障がい特性や年齢に応じたサービスの提供が求められます。 そのため、多様なニーズを把握した上で、サービスの普及と利用促進に取り組みます。

★施策 2-1 の取組

- (1) 自立支援協議会の充実
- (2) 在宅支援の充実
- (3) 日常生活用具や補装具*の給付等の充実
- (4) 外出支援の充実

施策2-2 生活の場の確保

住まいは、地域生活において基盤となるものであり、障がいのある人の高齢化や障がいの重度 化、「親亡き後」などに対応できる生活の場の確保などが求められています。

そのため、グループホーム*の整備や居住環境の改善支援により、自立して生活できる住まい の確保を推進します。

★施策2-2の取組

- (1) グループホーム整備促進
- (2) 住宅改修に関する経済的支援

施策2-3 医療・健康づくりへの支援

障がいのある人の身体や心に係る負担を軽減し、心身の健康を維持・増進するためには医療・ 健康づくりへの支援に取り組む必要があります。

そのため、健康診査や健康相談等、健康維持のための保健活動に取り組みます。

また、心身機能の維持向上に係る医療費の負担軽減等、障がいの特性に応じた適切な支援を行います。

★施策2-3の取組

- (1)学校保健の充実
- (2)疾病の早期発見と予防
- (3) 医療給付・医療費助成の充実



施策2-4 働く場の拡充

障がいのある人の就労に向けては、それぞれの個性と能力に応じた多様な就労形態を提供する ことが重要です。

そのため、一般就労への移行支援や福祉的就労*の場の提供など、一人ひとりの希望に応じた 就労機会の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用を推進することができるよう、関係 機関との連携強化を行います。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい福祉施設からの物品・サービスの優先調達を推進します。

★施策2-4の取組

- (1) 就労支援機能の充実
- (2) 福祉的就労の機会の拡充
- (3) 一般就労の機会の拡充
- (4) 公的機関の福祉施設等への発注機会の促進

施策2-5 障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人一人ひとりが、情報の入手に困難を感じることなく、必要な際に必要な情報を 入手し、適切な支援に結び付くことが重要となります。

そのため、広報紙の音訳、市ホームページの読み上げ機能などによる効果的な情報提供、多様なコミュニケーション手段による情報アクセシビリティの充実に取り組みます。

また、障がいのある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、道路整備や公共施設のバリアフリー**やユニバーサルデザイン化、移動手段の拡充に取り組みます。

★施策2-5の取組

- (1)情報アクセシビリティの充実
- (2) バリアフリー化の推進
- (3) 市内循環バスの利便性の向上



基本目標3 みんなの理解と協働のあるまちづくり

施策3-1 障がいへの理解と交流の促進

地域共生社会の実現には、誰もが障がいに関する正しい知識を持ち、福祉についての理解を深め、助け合い・支え合う地域づくりを推進していくことが重要です。

そのため、広く市民に向けて障がいに関する情報提供を行うとともに、「障害者週間」などに おいて、啓発活動を推進します。

また、生涯を通じて障がいに対する理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図ります。

★施策3-1の取組

- (1) 広報活動の充実
- (2) 学校教育等における意識啓発・交流活動の推進
- (3)地域における福祉教育・交流機会の充実

施策3-2 地域の安全と安心の確保

障がいのある人が安心して日常生活を送るためには、地域住民の助け合い・支え合いによる見守り活動など、公的なサービス以外の部分での支援が重要となります。

そのため、地域や事業所等との連携により、障がいのある人への日頃の見守り活動の充実を図ります。

また、障がいのある人をはじめとする、一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められます。

そのため、地域住民と協力した支援を行うことができるよう、関係団体との連携を図り、災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障がいのある人に配慮した防災対策を推進します。

★施策3-2の取組

- (1)地域で見守る体制の充実
- (2)地域防災等体制の強化
- (3) 災害時における情報伝達体制の確立
- (4)要配慮者避難体制の確立



施策3-3 社会活動・余暇活動の推進

障がいのある人が地域において社会参加を進める際には、障がいのある人同士の交流や、お互いに立場や考えを分かち合うことができる場が重要となります。

そのため、ボランティア団体やNPO法人*など、障がいのある人への支援を行う団体が地域で活躍できるよう、活動への支援を行います。

また、当事者団体・家族会の活性化に向けた支援を行うとともに、障がいのある人もない人も 交流できる場や、様々なつどいの場を提供することで、地域の交流の場を確保します。

さらに、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化に対応しつつ、障がいのある人の豊かな生活の充実に向けて、スポーツ・レクリエーション、生涯学習・芸術活動などの余暇活動に自主的・積極的に参加できる機会の確保に取り組みます。

★施策3-3の取組

- (1)団体活動への支援
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の拡充
- (3) 日常活動・学習成果の発表機会の充実
- (4) ボランティアの支援と連携機能の強化

施策3-4 障がい者の権利擁護*・虐待防止の推進

障がいのある人の権利を守るためには、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分ではない 人に向けた保護や支援が重要となります。

そのため、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度*について、本人や家族、支援者などに対し制度の周知と普及を図ります。

また、虐待は被害者の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害であり、根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

★施策3-4の取組

- (1)成年後見制度の周知と活用
- (2) 虐待防止体制の充実



第2章 鎌ケ谷市を取り巻く現状と課題

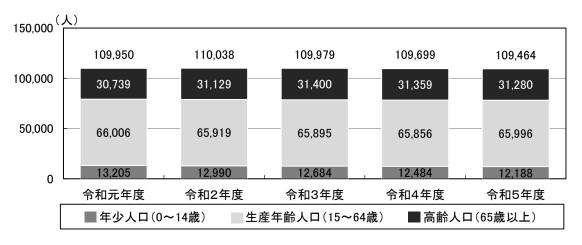




1 統計からみる鎌ケ谷市の現状

(1)年齢3区分別人口の推移

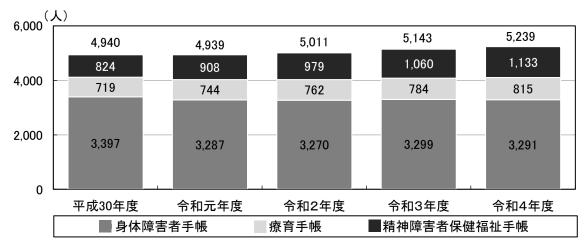
年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は令和2年度をピークに減少傾向にあります。年齢区分別では、生産年齢人口と高齢人口はほぼ横ばいとなっており、年少人口が減少傾向となっています。



資料:住民基本台帳人口(各年度4月1日時点)

(2) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者が減少傾向にあり、療育手帳所 持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

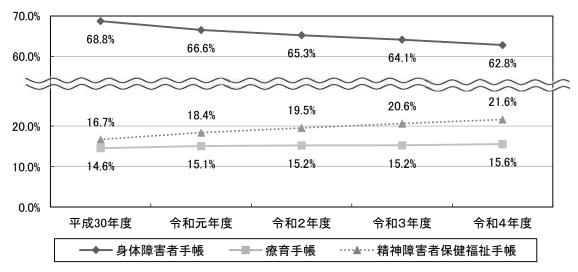


資料:千葉県(各年度3月31日時点)



(3) 障害者手帳所持者の手帳別割合の状況

障害者手帳所持者数の手帳別割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者の割合が大きく減 少する一方で、療育手帳所持者の割合が増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合 も大きく増加しています。

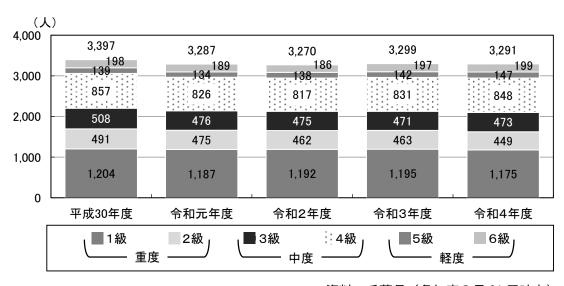


資料:千葉県(各年度3月31日時点)

(4) 身体障害者手帳所持者の状況

■等級別

身体障害者手帳所持者の等級別の内訳をみると、「1級」が最も多くなっています。平成30年度からの推移をみると、「1級」から「4級」(重度・中度)が若干減少傾向となっており、「5級」から「6級」(軽度)が若干増加傾向にあります。

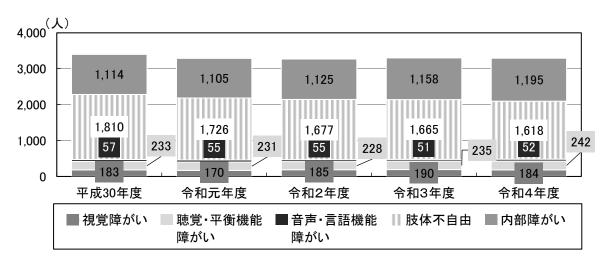


資料:千葉県(各年度3月31日時点)



■種類別

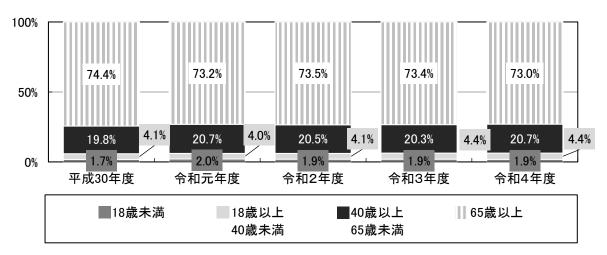
身体障害者手帳所持者の種類別の内訳をみると、「肢体不自由」が最も多くなっています。平成30年度からの推移をみると、「聴覚・平衡機能障がい」や「内部障がい」が増加傾向にあり、「音声・言語機能障がい」や「肢体不自由」が減少傾向にあります。



資料:千葉県(各年度3月31日時点)

■年齢別(割合)

身体障害者手帳所持者の年齢別の内訳をみると、「65歳以上」が最も多くなっています。平成30年度からの推移をみると、「40歳以上65歳未満」が若干増加傾向にあります。



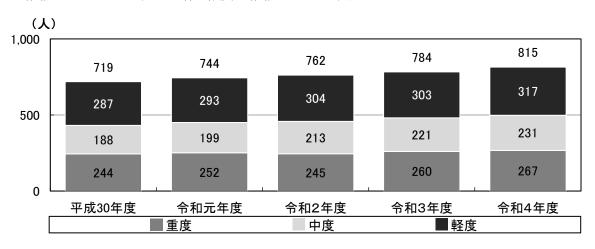
資料:千葉県(各年度3月31日時点)



(5) 療育手帳所持者の状況

■等級別

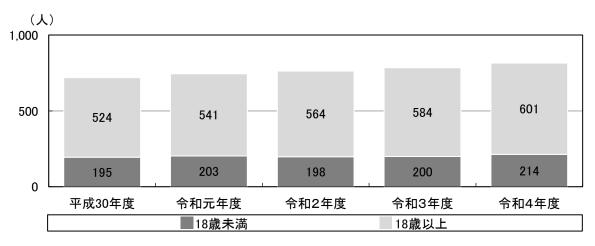
療育手帳所持者の等級別の内訳をみると、「軽度」が最も多くなっています。平成30年度からの推移をみると、いずれも増加傾向で推移しています。



資料:千葉県(各年度3月31日時点)

■年齢別

療育手帳所持者の年齢別の内訳をみると、「18歳未満」と「18歳以上」でいずれも増加で 推移しています。



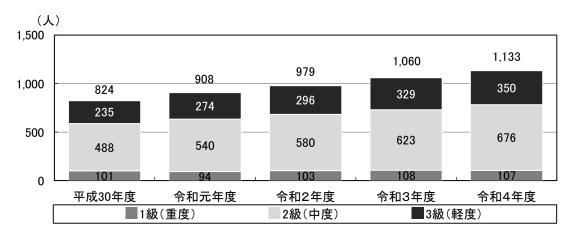
資料:千葉県(各年度3月31日時点)



(6)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

■等級別

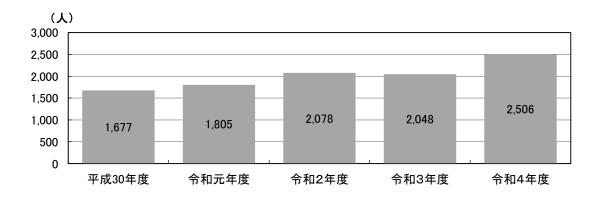
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の内訳をみると、「2級(中度)」が最も多くなっています。平成30年度からの推移をみると、「2級(中度)」と「3級(軽度)」が増加傾向にあります。



資料:千葉県(各年度3月31日時点)

(7) 自立支援医療(精神通院) ※受給者の状況

自立支援医療(精神通院)受給者の推移をみると、毎年度おおむね増加傾向で推移しており、 令和4年度は令和3年度より20%以上増加しています。

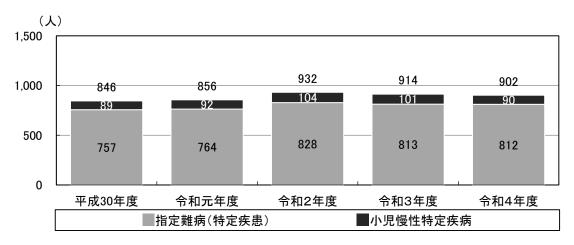


資料:鎌ケ谷市障がい福祉課(各年度3月31日時点)



(8) 指定難病^{*} (特定疾患) 等医療費助成受給者の状況

指定難病(特定疾患)等医療費助成受給者の状況をみると、指定難病(特定疾患)と小児慢性 特定疾病**はいずれも令和2年度をピークに減少傾向となっています。



資料:習志野保健所(各年度3月31日時点)



2 各種調査結果の概要

(1)アンケート調査の概要

計画の策定に向け、障がい者の暮らしの状況やサービスの利用状況及び意向、障がい者福祉に対する意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

■調査概要

対象地域	鎌ケ谷市全域		
調査対象	調査対象 鎌ケ谷市在住の障害者手帳所持者及び難病等の対象疾病の該当者		
対象者数	2,000人		
調査方法	郵送による配布、郵送及び WEB 上のシステムにて回収		
調査期間	令和5年6月19日~7月20日		
回収結果	有効回収数:993件	回収率:49.7%	
凹拟桁米	(持参・郵送 916 件、WEB 回答 77 件)	(前回 51.3%)	

■主な結果

- ●いつも介助している方が介助できなくなったときにどうするかについては、「同居しているほかの家族に介助を頼む」が 26.2%となっていますが、「ホームヘルパーなどに介助を頼む」が 19.7%と2番目に高くなっています。また、「介助のあてがなく困っている」方が 11.2%と前回調査時よりも増加しており、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、相談支援体制の充実が求められます。
- ●今後、あなたはどのように暮らしたいと思うかについては、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 67.1%と最も高くなっており、自宅で生活をしながらサービスが受けられる訪問系サービスのニーズの高まりが予想されます。
- ●働く上で、どのようなことが重要だと思うかについては、「短時間勤務や勤務日数配慮など障がいに応じた働き方ができること」が 25.0%と最も高く、次いで「働きながら通院できること」、「職場で差別や偏見がないこと」がいずれも約2割となっています。就労定着支援や新たに創設される就労選択支援など、就労後も安心して働ける環境の整備が求められています。
- ●幼稚園、保育所、通園施設などに通う上で重要と思うものについては、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が53.7%と最も高く、次いで「送迎など、通園・通学のサポート」や「放課後や夏休み等の一時預かりができる場所を増やす」が高くなっており、障がい児通所支援等のニーズが高くなっています。

※参照:アンケート調査の詳細は81ページ~104ページ

■課題

障がい者の社会参加や地域で安心して生活できるよう、訪問サービス等の充実や、相談支援体制、就労環境の整備に取り組む必要があります。また、障がいの種別に関わらず、障がい児とその保護者が障害児通所支援や障害児相談支援などのサービスを適切に利用できるような体制整備に取り組む必要があります。



(2)関係団体ヒアリング調査の概要

市内で活動する当事者団体等を対象に、現状・課題、今後に向けた団体の方向性などについて、ヒアリング調査を実施しました。

■調査概要

調査対象団体	市内当事者団体・家族会:8団体
調査期間	事前アンケート:令和5年6月28日~7月14日
M-01 TT \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	団体ヒアリング(及び追加アンケート):令和5年7月27日~8月18日

■主なご意見

- ●聴覚障がい者の方にとっては、手話通訳や要約筆記*など、情報のバリアフリー化が進むと、 障がい者の地域移行や就労など、全般的に暮らしやすくなると思います。
- ●登録団体の条件として市内在住の会員を求められるが、そうすると活動の幅がせまくなる。
- ●就労に関する意見として、就労に対する法整備は進んでおり、障害者手帳所持者の方は働きやすくなってきたものの、外見上分かりにくい難病患者等はまだ働きにくい現状があります。
- ●B型事業所の工賃をいかにして上げるか、またビジネスとのつながりをどのように作っていく かが課題です。
- ●障がい者が働くためには、作業環境の調整など、障がいの性質や程度に応じた合理的な配慮や 支援が必要です。
- ●視覚障がいがある方も色々あるため、配慮を一括りにしないでほしい。
- ●地域で暮らしていくためには、様々な人の手が必要となるため、一人ひとりが柔軟に対応できるシステムがあると良い。
- ●外出が困難な方が、外出支援をより気軽に、容易に利用しやすいようにしていくことが必要です。

■課題

障がい者の地域移行や就労に向けて、環境整備や支援の充実が求められています。また、支援 についても画一的ではなく、障がいの性質や程度に応じ柔軟に対応していくことが求められます。







(3) 事業所アンケート調査の概要

市内の障害福祉サービス事業所を対象に、現状・課題、今後に向けた方向性などについてアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査対象団体	障害福祉サービス事業所:92事業所	
調査期間	アンケート:令和5年6月19日~7月24日	
回収結果	21事業所	

■主なご意見

- ●障がいのある方の働ける場所が少なく感じます。
- ●児童発達支援につながるまでの時間がかかり過ぎているように感じます。
- ●現在どの支援も受けていない方に対し、計画相談支援まで到達できれば、必要な障害福祉サービスにつながる可能性が高いです。しかし、相談支援事業所のサービス自体の認知度が低く、必要とする一部の層への到達が難しい場合があると感じます。
- ●共同生活援助を利用されている方が、対象事業所を探すのが大変で見つからない。
- ●短期入所を利用されている方の保護者から、外出をしたくても手段がないとの話を良く伺う。
- ●新規で計画相談を受けてくれる事業所は非常に少ない印象があります。
- ●居住支援サービスが不足しており、必要な時にすぐ利用できない。障がいの種類や程度によって利用できないことがある。
- ●障がい者の方にとって通勤移動が負担となる方は少なくないので、鎌ケ谷市の在住者が通いや すい市内の雇用が充実するとよいかと思います。
- ●障がい者を雇用する企業や就労継続支援の事業所が増えることを望みます。
- ●工賃の向上に向けての支援や訓練を行う場所がもう少しあったら活躍の場が増えるかなと思いました。
- ●学校へのお迎え、通学のための移動支援について、他市と同様に使えるようにしてほしい。

■課題

事業所の充実や雇用先の確保、工賃等に対する課題があげられており、障がい者が就労しやすい環境づくりに取り組む必要があります。また、サービスを必要とする人が市内で適切にサービスを利用できるよう、障がい者等へのサービスの充実を図るとともに、サービスを適切に提供する体制を確保することが求められています。







3 第3期鎌ケ谷市障がい者計画の進捗状況

本計画を策定するにあたり、第3期鎌ケ谷市障がい者計画の進捗状況を踏まえ、今後必要となる障害福祉サービス等の量を見込みました。

基本目標1 丸ごと受け止める包括的支援体制の構築

施策	施策1-1 相談支援体制の充実
	施策1-2 療育※支援と障がいの重度化・重複化予防の推進
	施策1-3 保育・教育の充実
令和4年度まで	★相談支援事業所間で情報共有を図りながら、それぞれの相談支援事業所が
の進捗及び今後	抱える困難な事例に対しても検討できるようにした。また、相談者の困り
の方向性	ごとがどの事業所でも同じように解決できるよう、相談支援専門員等の研
	修について、県の研修情報を各相談支援事業所に発信し、資質向上を図っ
	ていく。
	★令和4年3月から地域生活支援拠点等事業として緊急時対応から整備を進
	め、利用者登録及び事業所登録を得た。引き続き、各関係機関が密接に協
	働し、地域の体制づくりを行う。機能強化の観点から、今後も相談支援事
	業所の連絡会を定期的に開催する。
	 ★保育士や放課後児童支援員等の専門性向上のため、障がい児対策に特化し
	本体育工や放床後光量文版員寺の寺门庄門工のため、障がや光が泉に特化し た研修等の実施を検討する。
	7年前19年の天地で1次的9分。
	 ★インクルーシブ [*] 保育の推進のために、今後も保育園、幼稚園等と連携を
	図り訪問支援を継続していく。
	★疾病の早期発見・早期治療につながるよう相談対応するとともに、妊婦・
	乳幼児健康診査や健康相談等を実施し健康に関する不安や悩みの軽減を図
	る。
	★学校が医療機関等と連携し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の策
	定を行ったが、保護者との面談が十分に行えずに計画策定までに時間を要
	したケースが数件あった。引き続き個別の教育支援計画及び個別の指導計
	画を策定するとともに、保護者の意見が十分に反映されるよう、教育相談
	での内容を関係機関等と共有する。
	 ★障がいへの理解促進と適切な指導のための教職員研修を毎年実施してい
	る。また、市内全小中学校にほほえみ先生※を配置し研修を実施している
	が、ニーズの高まりから増員希望が学校から出ている。引き続き研修を実
	施し、個々の教員及び介助員の知識をバージョンアップするとともに、ほ
	ほえみ先生の研修も充実を図る。



基本目標2 個性や能力を伸ばし自立した生活を支えるしくみづくり

施策	施策2-1 福祉サービスの充実
	施策2-2 生活の場の確保
	施策2−3 医療・健康づくりへの支援
	施策2-4 働く場の拡充
	施策2-5 障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進
令和4年度まで	★自立支援協議会については、コロナ禍においても、書面会議にて開催し、
の進捗及び今後	相互に情報共有を行い、課題解決に向けた協議を行った。引き続き自立支
の方向性	援協議会にて障がいのある人の課題解決に向けた協議を行う。
	★地域生活支援拠点等事業を実施し、緊急時の受入れとして短期入所等の利
	用につなげたほか、重症心身障がい者児も受入れ可能な事業所と協力体制
	を取った。また、日中一時支援や、居宅介護、放課後等デイサービスなど
	のサービスを提供し、介護者や保護者の休息につなげており、引き続き介
	護者、保護者などのサポート事業の充実を図っていく。
	版は、外版は3000000000000000000000000000000000000
	 ★移動支援等は、コロナ禍で多少減少はあったものの、利用は復調しつつあ
	る。今後も福祉タクシー券の助成のほか、障がい者の外出支援について検
	計していく。
	1106.40
	 ★グループホームの入居者は年々増えており、令和2年度で 69 人だったも
	のが、令和4年度には109人となっている。グループホームの整備を促進
	し、引き続きグループホームの入居者増につなげていく。
	 ★医療費の負担軽減のため、自立支援医療や重度心身障がい者(児)医療費
	助成などを行った。引き続き心身の機能の維持・向上に係る医療費の負担
	「財政などと行うた。 近き続き心材の機能の権力 円工に保る区別員の負担 軽減を図るとともに障がいの特性に応じた適切な支援を行っていく。
	 ★毎月、障害者就業・生活支援センター*による就労相談を市役所で実施し
	「一大時月、『神音者就業・王石文版ピング による就力相談と『技術で美麗している。また、自立支援協議会のテーマ別チームの参加者のネットワーク
	しゃつ。みた、ロエス1次開戦エジノー・加ノームの参加日のインドノーノー

が構築されているので、その強化を図る。

- ★身体障がい者が起業をする際の助成金である身体障がい者事業経営資金については、期間中の利用は0件であった。利用を促進するための更なる制度周知が課題であることから、関係機関と連携し、融資制度の更なる周知を図るための広報活動を行う。
- ★手話通訳者の設置、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を継続して実施した。また、手話奉仕員養成講座の実施時間を夜間に変更したことで、受講生の増加が図られた。引き続き手話通訳者及び要約筆記者の派遣等、意思疎通支援を行っていく。

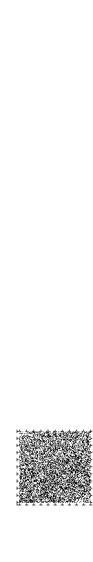


基本目標3 みんなの理解と協働のあるまちづくり

施策	施策3-1 障がいへの理解と交流の促進
	施策3-2 地域の安全と安心の確保
	施策3-3 社会活動・余暇活動の推進
	施策3-4 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進
令和4年度まで	★パラリンピック開催に伴い、学校にてボッチャなどの競技に取り組んだ。
の進捗及び今後	また、特別支援学校に在籍している児童が住居地の小学校を訪問し、在籍
の方向性	児童との交流を図ったほか、特別支援学級在籍の児童の買い物体験や、生

- 徒が作業展で販売体験などの地域交流を実施した。引き続き、福祉体験学 習や人権教育を推進するとともに、千葉県立特別支援学校や地域の方と交 流できる機会を提供していく。
- ★かまがやまなびい大学については、コロナ禍のため令和2年度から令和4 年度までは中止したが、引き続きしあわせ学部(健康福祉部)内で市民が 興味を持つテーマで講座等の実施を検討していく。
- ★避難訓練等についてはコロナ禍のため中止が続いていたが、令和4年度で は地域の防災訓練の情報を提供し、障がい者施設利用者の参加があった。 引き続き、防災訓練等への障がい者の参加を呼びかけ、防災・防火意識を 高める。
- ★災害時における情報伝達体制について、コミュニケーション支援ボードの 周知普及の取組はできなかったものの、「医療的ケアが必要な方のサポー トマニュアル」を追加し、内容の充実を図った。また、「かまがや安心 e メール*」の普及に努めるとともに、情報発信を行った。引き続き、情報 伝達体制の確保・強化を図り、情報の取得や意思疎通が難しい人も安心し て生活できるよう、関係機関等と連携を図る。
- ★社会活動・余暇活動の推進に向けて、施設の優先貸し出しや団体の活動を 周知するため、広報掲載への支援を行った。今後も登録団体を増やし団体 活動を支援するため、施設や備品の整備を進めていくとともに、団体活動 のPRに対する支援として市広報やホームページ等の掲載を支援してい く。
- ★金銭管理ができない等、判断能力が不十分で生活に影響がある方に成年後 見制度について説明をするとともに、申立てる身内がいない場合は、市長 申立てを行った。高齢化やひとり暮らし世帯の増加など、成年後見の必要 性が高まることが予想されることから、今後も制度の周知を図るととも に、必要に応じて市長申立てを行う。
- ★虐待の疑いがある事案については、関係者に状況を確認するなど、迅速に 対応ができた。また、職員が研修に参加し、自己啓発知識の取得等に努め た。引き続き、関係機関等と連携し、虐待の防止や早期発見に努めるとと もに、県等が実施する研修に参加し知識の習得など資質の向上を図る。





第2部 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画





第1章 計画の方向性





1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の方向性

鎌ケ谷市障がい者計画に定める基本理念「障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまち」や国の基本指針に記載の基本的理念を踏まえ、次の方向性を掲げます。

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとと もに、障がい者が必要とする障害福祉サービスや相談支援、並びに市や県の地域生活支援事業の 提供体制の整備を進めます。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等へのサービスの充実を図るとともに、適切な提供体制を確保します。

また、従来から法に基づく給付の対象となっている発達障がい*者及び高次脳機能障がい*者 並びに障害者手帳を持たない難病患者等についても、障害福祉サービスの対象となる旨を引き続 き周知します。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支援するシステムを実現するため、地域生活支援拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

入所等からの地域生活への移行については、地域生活を希望する障がい者等が地域での暮らし を継続できるよう、日中サービス支援型共同生活援助等の必要な障害福祉サービスによる支援体 制の確保を図ります。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためのしくみづくりや 制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実情を踏まえた包括的 な支援体制の構築に取り組みます。



(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの疑いがある段階から支援できるように、障がいの種別に関わらず、障害児通所支援及 び障害児相談支援など地域支援体制の構築を図ります。

また、ライフステージ*に沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者が連携して支援を行うことができるよう体制の整備を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するとともに、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する 体制の確保と人材の確保・定着を図るため、研修の実施や多職種間の連携の推進に取り組みます。

(7)障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域社会への参加促進のため、多様なニーズを踏まえ、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。さらに、障がい者等による情報の取得利用や意思疎通を推進するため、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等に取り組みます。



2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の構成 (成果目標と活動指標)

本計画は、国が定める「基本指針」に沿って、7つの「成果目標」、及び成果目標を達成する ためのサービスの見込み量などの「活動指標」を設定しています。

成果目標	活動指標		
	・訪問系サービス		
1 47 41 47 71 1 2 2 44 44 27 2 2 2 4 4 4 7	・日中活動系サービス		
1 福祉施設から地域生活への移行 	・居住系サービス		
	・相談支援		
2精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築	・保健、医療及び福祉関係者による協議の場		
	・地域生活支援事業		
3地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・居住系サービス		
	・日中活動系サービス		
4福祉施設から一般就労への移行等	・就労移行、就労継続(A 型・B 型)		
	・就労定着支援		
	・障がい児相談支援・通所支援		
5 障がい児支援の提供体制の整備等	・その他障がい児支援サービス		
	・発達障がい児者及び家族等支援事業		
C 扣款十極比如 O 大中 动 小笠	・総合的・専門的な相談支援の実施		
6 相談支援体制の充実・強化等	・地域の相談支援体制の強化		
7 陪実行が出しば7 笑の顔も白しさせ?	・研修への市町村職員の参加人数		
7障害福祉サービス等の質を向上させる	・障害者自立支援審査支払等システムによる審		
ための取組に係る体制の構築	査結果の共有		



第2章 障がい者福祉の充実のための成果目標





1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者の うち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そ の上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の考え方

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。

令和8年度末時点での施設入所者を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する。

市の考え方

障がい者の状況や意向、地域の受け入れ体制等を踏まえながら、関係機関と連携し、地域生活 への移行を目指す。

国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

項目		目標	考え方		
令和8年度	地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者数64人×6% =3.84人		
目標値	施設入所者の削減数	4人	令和4年度末の施設入所者数64人×5% =3.2人		





2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者の連携支援 体制を強化します。

国の考え方

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】

令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。 【目標設定都道府県】

令和8年度末における退院率の目標値を、それぞれ入院3か月後時点で68.9%以上、入院後6か月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。 【目標設定都道府県】

市の考え方

精神障がい者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を充実させる。 国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

項目	目標	実績
令和8年度 目標値 保健、医療及び福祉関係者によ る協議の場の開催回数	6回	4回 (令和4年度)





3 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに 地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

また、強度行動障害*を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

国の考え方

令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、 その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する方に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制 の整備を進めることを基本とする。【新規】

市の考え方

障がい者の地域での暮らしを支え、自立を希望する人への支援を行うため、緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能を集約した拠点の充実を図るとともに、強度行動障害を有する人の支援体制の整備を図る。

国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点の機能の充実	実施	令和8年度末までに、地域生活支援拠点として備える機能(緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能)の充実を図る。
運用状況の検証・検討実施回数	年1回	令和8年度末まで、地域生活支援拠点の機能 の充実のため、運用状況の検証・検討を実施 する。
強度行動障害を有する人への支援 体制の整備【新規】	実施	令和8年度までに、支援ニーズの把握、地域 の実態把握、支援機関との連携を行い、地域 に適した支援の体制づくりを進める。



4 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、 令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の考え方

令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。

· 就労移行支援事業: 1.31 倍以上 · 就労継続支援A型*: 1.29 倍以上 · 就労継続支援B型*: 1.28 倍以上

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。【目標設定都道府県】

市の考え方

就労移行支援事業等を通じ、障がい者が一般就労へ移行することや、就労定着支援を通じて就 労移行した人の職場への定着を促進する。

国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

	項目		実	績
	令和8年度中に就労移行支援 事業等を通じた一般就労への 移行者数	32人	25人 (令和3年度末)	38人 (令和4年度)
	うち就労移行支援事業の 一般就労移行者数	31人	24人 (令和3年度末)	30人 (令和4年度)
	うち就労継続支援A型の 一般就労移行者数	2人	1人 (令和3年度末)	0人 (令和4年度)
令和 8年度	うち就労継続支援B型の 一般就労移行者数	1人	0人 (令和3年度末)	4人 (令和4年度)
目標値	一般就労へ移行した者の割合 が5割以上の就労移行支援事 業所の割合【新規】	5割以上	1	-
	就労定着支援事業利用者数	40人	29人 (令和3年度末)	23人 (令和4年度)
	就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が7割以上の事業 所の割合	2割5分	_	_



5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児が良質かつ適切な支援が受けられるように、児童発達支援センター*を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、障がい児の地域参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

国の考え方

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制を構築することを基本とする。

各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。【目標設定都道府県】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の 関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディ ネーター**を配置することを基本とする。

市の考え方

障がい児の健やかな育成のために、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を、身近な場所で提供する体制を構築する。

国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

	項目	目標	実績
	児童発達支援センターの設置	2か所 (継続)	2か所 (令和4年度)
	保育所等訪問支援等を活用した 障害児の地域社会への参加・包 容(インクルージョン)を推進 する体制の構築	継続	実施 (令和4年度)
令和8年度 目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の確保	2か所	1か所 (令和4年度)
	医療的ケア児支援について連携 を図るための協議の場の設置	継続	有 (令和4年度)
	医療的ケア児等に関するコーディネーターを活用した体制の整 備	体制整備	養成研修修了者 1 名 (令和 4 年度)



6 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築するため、 相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を担い、地域の相談支援の中核機関である基 幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。

国の考え方

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制 の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター を設置することを基本とする。

市の考え方

総合的・専門的な相談支援体制を強化し、障がい者のニーズにきめ細かく対応した支援を実施する。

国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

	項目	目標	実績
令和8年度	基幹相談支援センターの設置	1 か所	1か所
目標値		(継続)	(令和4年度)





7 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供できているのか利用状況を把握し、検証を行うとともに、サービス等の質を向上させるための取組を 実施する体制を構築します。

国の考え方

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

市の考え方

障害福祉サービスの質の向上を図るため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 等への参加や障害者自立支援審査支払システム等の活用を行う。

国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定する。

	項目	目標	実績
令和8年度	障害福祉サービス等の利用状況の把	実施	有
目標値	握・検証		(令和4年度)





第3章 障害福祉サービス・障害児通所支援等 ・地域生活支援事業の見込み





1 障害福祉サービス・障害児通所支援等・地域生活 支援事業等の全体像

障がい者

【障害福祉サービス】

- (1) 訪問系サービス
- ○居宅介護 (ホームヘルプ)
- ○重度訪問介護
- ○同行援護
- ○行動援護
- ○重度障害者等包括支援
- (2)日中活動系サービス
- ○生活介護
- ○自立訓練 (機能・生活)
- ○就労選択支援
- ○就労移行支援
- ○就労継続支援 (A·B)
- ○就労定着支援
- ○療養介護
- ○短期入所(ショートステイ)
- (3) 居住系サービス
- ○共同生活援助 (グループホーム)
- ○施設入所支援
- ○自立生活援助
- (4)相談支援
- ○計画相談支援
- ○地域移行支援
- ○地域定着支援

【障害児通所支援等】

- (1)障害児相談支援
- (2)障害児通所支援
- ○児童発達支援
- ○医療型児童発達支援
- ○放課後等デイサービス
- ○保育所等訪問支援
- (3) その他障害児支援サービス
- ○居宅訪問型児童発達支援
- ○医療的ケア児に対する関連分 野の支援を調整するコーディ ネーターの配置

【地域生活支援事業】

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援
- (6) 意思疎通支援事業

- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9)移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター※
- (11) 日中一時支援事業
- (12) 発達障がい児者及び家族等支援事業



2 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護 (ホームヘルプ)

■内容

自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績が増加傾向であるとともに、施設・病院から在宅に移行する障がい 者の増加等を踏まえ、毎年度4人の増加を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値				計画値	
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	89 人	99人	98人	100 1	106 人	110 1
(月あたり)	(112)	(114)	(116)	102 人	100 人	110人
延利用時間	1,222 時間	1,273 時間	1,313時間	1 470 時間	1 500 吐明	1,649 時間
(月あたり)	(1, 122)	(1,140)	(1,160)	1,470 時間	1,568 時間	1,043 时间





イ 重度訪問介護

■内容

重度の障がいのため自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護等を総合的に行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績が増加傾向であるとともに、将来の需要を勘案し毎年度2人の増加を見込みます。

		実績値		2 <i>년</i>		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R 3 年度	R 5 年度 R 5 年度 ※見込値		R6年度	R7年度	R 8年度
実利用者数	11人	15 人	15 人	17 人	19 人	21 1
(月あたり)	(12)	(13)	(14)	17 人	19 八	21 人
延利用時間	4,869 時間	6,595 時間	6,897 時間	7,440 時間	8,316 時間	9,191 時間
(月あたり)	(3,600)	(3,900)	(4, 200)	7,440 时间	0,310 时间	3,131 时间

ウ 同行援護

■内容

視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

■見込み量

第6期計画期間の実利用者数は増減していますが、将来の需要を勘案し毎年度1人の増加を見 込みます。

	実績値			호나 교리		
	※()内は第6期計画値				計画值	
	R 3 年度 R 4 年度 ※見込値			R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	16 人	19 人	18人	10 1	20.1	21 1
(月あたり)	(18)	(19)	(20)	19 人	20 人	21 人
延利用時間	165 時間	271 時間	314 時間	269 時間	284 時間	298 時間
(月あたり)	(306)	(323)	(340)	703 时间	204 时间	730 时间



エ 行動援護

■内容

知的障がい・精神障がいにより自らの危機回避が困難な人等の外出を支援します。

■見込み量

令和4年度の利用実績はありませんが、令和3年度の実績を勘案し、1人の利用を見込みます。

	実績値			\$1.00 /d		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R 3 年度 R 4 年度 ※見込値			R6年度	R7年度	R 8年度
実利用者数	1人	1人	1人	1 [1 [1 1
(月あたり)	(1)	(2)	(2)	1人	1人	1人
延利用時間	4 時間	1 時間	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間
(月あたり)	(2)	(4)	(4)	4 时间	4 时间	4 时间

才 重度障害者等包括支援

■内容

常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

■見込み量

第6期計画期間に利用実績はありませんが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

	実績値			乳壶(去		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	0人	0人	0人	1 [1 [1 1
(月あたり)	(1)	(1)	(1)	1人	1人	1人
延利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	711日共日日	744 時間	744 時間
(月あたり)	(744)	(744)	(744)	744 時間	144 时间	144 时间



(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

■内容

常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行ったり、創作的活動又は生産 活動の機会を提供します。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増減がありますが、将来の需要を勘案し、毎年度1人の増加を見 込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	160 人	166 人	161 人	162 人	163 人	164 人
(月あたり)	(154)	(155)	(156)	102 /	105 人	104 /
延利用日数	2,568 日	3,479 日	3,282 日	3,304 日	3,325 日	3,345 日
(月あたり)	(2,772)	(2,790)	(2,808)	J, JU4 □	ა, ა∠ა □	ა, ა 4 ე □

イ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

■内容

サービス名	内容
自立訓練(機能訓練)	障害者支援施設において、又は居宅を訪問することによって、理 学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関 する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	障害者支援施設において、又は居宅を訪問することによって、入 浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必 要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を 行います。



■見込み量

機能訓練については、令和4年度及び令和5年度に1人の実績があることから、引き続き1人 の利用を見込みます。

また、生活訓練については減少傾向にあるものの、施設・病院から在宅に移行する障がい者の 増加等を踏まえ、令和6年度から1人ずつの増加を見込みます。

自立訓練	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
(機能訓練)	R3年度	R 4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数 (月あたり)	0人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人	1人	1人
延利用日数 (月あたり)	0人 (5)	21 日 (5)	16日 (5)	18日	18日	18 日
自立訓練	* (実績値) 内は第6期	計画値	計画値		
(生活訓練)	R3年度	R 4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数 (月あたり)	18 人 (22 人)	16 人 (23 人)	14 人 (24 人)	15人	16人	17 人
延利用日数 (月あたり)	193 日 (264)	273 日 (276)	220 日 (288)	225 日	240 日	255 日

ウ 就労選択支援【新規】

■内容

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や 適性等に合った選択支援を行います。

■見込み量

令和7年度から開始されるサービスです。ニーズ調査による今後の利用希望の状況等を踏まえ、 毎年度6人の増加を見込みます。

	計画値				
	R6年度	R7年度	R8年度		
実利用者数 (月あたり)	_	30人	36 人		
延利用日数 (月あたり)	_	120 日	144 日		



工 就労移行支援

■内容

就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増減していますが、今後就労に対するニーズが高まると予想されるため、毎年度3人の増加を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	60 人 (47)	67 人 (49)	66 人 (51)	69 人	72 人	75 人
延利用日数	1,004 日	1,343 日	1,270 日			
(月あたり)	(799)	(833)	(867)	1,311 日	1,360 日	1,425 日







オ 就労継続支援(A型=雇用型・B型=非雇用型)

■内容

一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、 知識や能力の向上のための訓練を行います。

■見込み量

A型については、第6期計画期間の利用実績が増加しており、今後就労に対するニーズが高まると予想されるため、毎年度5人の増加を見込みます。

また、B型についても、第6期計画期間の利用実績が増加しており、今後就労に対するニーズが高まると予想されるため、毎年度9人の増加を見込みます。

A型(雇用型)	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
71生(准川生)	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数 (月あたり)	47 人 (41)	57 人 (43)	58 人 (45)	63 人	68 人	73 人
延利用日数 (月あたり)	706 日 (697)	1,070 日 (731)	1,092 日 (765)	1,184 日	1,278 日	1,372 日
	実績値 ※()内は第6期計画値					
R刑(非屈田刑)	* (計画値		計画値	
B型(非雇用型)	※(R3年度		計画値 R 5 年度 ※見込値	R6年度	計画値 R7年度	R 8年度
B型(非雇用型) 実利用者数 (月あたり)) 内は第6期	R 5年度	R 6 年度		R 8年度



力 就労定着支援

■内容

利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適 応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等につ いて、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増減していますが、福祉的就労から一般就労への移行のニーズが 高まることが予想されるため毎年度9人の増加を見込みます。

	実績値				計画値	
	※ ()	※()内は第6期計画値			山岡旧	
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数 (月あたり)	27 人 (34)	30 人 (38)	26 人 (42)	35 人	44 人	53 人

キ 療養介護

■内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績がほぼ横ばいであることから、同数の人数を見込みます。

	実績値				計画値	
	※()内は第6期計画値				山凹旭	
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	9人	9人	9人	0.1	0.1	0.1
(月あたり)	(9)	(9)	(9)	9人	9人	9人



ク 短期入所(ショートステイ)

■内容

在宅の障がい者を介護する人が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	内容
短期入所(福祉型)	障害者支援施設等で実施する医療的管理を必要としない人に向け た短期入所(ショートステイ)です。
短期入所(医療型)	病院や介護老人保健施設で実施する医療的管理が必要な人に向けた短期入所(ショートステイ)です。

■見込み量

福祉型については、コロナ禍のため、令和3年度の利用実績が大きく減少していますが、親亡き後の支援や地域生活支援拠点事業の充実などを勘案して令和4年度と同数の人数を見込みます。また、医療型については、令和3年度、令和4年度の利用実績がありませんでしたが、一時的なものと勘案されるため、毎年度1人の利用を見込みます。

短期入所(福祉型)	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
应 <u></u> 风别八川(佃仙生)	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	9人	32 人	30 人	32 人	32 人	32 人
(月あたり)	(21)	(23)	(25)	34 八	34 <u>/</u>	34 /
延利用日数	109 日	333 日	227 日	220 🗆	220 🗆	220 🖂
(月あたり)	(210)	(230)	(250)	239 日	239 日	239 日
		実績値		31.m/ <i>t</i>		
				計画値		
行相 \	※ ()) 内は第6期	計画値			
短期入所(医療型)	※() R 3年度)内は第6期 R4年度	計画値 R 5 年度 ※見込値	R 6 年度	R7年度	R 8年度
短期入所(医療型) 実利用者数			R 5年度		R7年度	
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R 6 年度 1 人		R 8年度 1人
実利用者数	R 3年度 0人	R 4 年度 0 人	R 5年度 ※見込値 1人		R7年度	



(3)居住系サービス

ア 共同生活援助 (グループホーム)

■内容

主として夜間に、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において相談、入浴、排せつ及び食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績が増加していることや、施設数が増加し地域への移行のニーズが高まることが予想されるため、毎年度 15 人の増加を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値				計画値	
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度
実利用者数	129 人	142 人	151 人	166 k	101 Å	196 人
(月あたり)	(100)	(110)	(120)	166 人	181 人	190 人

イ 施設入所支援

■内容

施設に入所する障がい者を対象として、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増加していますが、福祉施設から地域生活への移行の成果指標 (34ページ参照)を踏まえ、毎年度に1人または2人の減少を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	56 人	57 人	57 人	56 人	55 人	53 人
(月あたり)	(49)	(49)	(48)	30 /	00 /	00 /



ウ 自立生活援助

■内容

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対 応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績はありませんが、施設などから地域への移行のニーズが高まることが予想されるため、1人の利用を見込みます。

	実績値			⇒1 ==:/±		
	* () 内は第6期計画値		計画値		
	R3年度	R 4 年度		R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	0人	0人	0人	1 [1 [1 1
(月あたり)	(1)	(2)	(3)	1人	1人	1人







(4)相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画を作成します。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況を確認(モニタリング**)し、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と 連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から ひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地 域生活を継続していくための支援を行います。

■見込み量

計画相談支援については、第6期計画期間の利用実績が増加傾向であることから、毎年度16 人の増加を見込みます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については令和4年度の利用実績はありませんでしたが、 将来の需要を勘案して、1人の利用を見込みます。

	※ ()	実績値) 内は第6期	計画値	計画値			
計画相談支援	R3年度	R 4 年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
実利用者数	171人	186 人	203 人	010	225	051 [
(月あたり)	(148)	(156)	(164)	219 人	235 人	251 人	
地域移行支援	* ()	実績値) 内は第6期	計画値		計画値		
产品·纳利少年1 又 1 及	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度	
実利用者数	1人	0人	0人	1 [1 [1 1	
(月あたり)	(2)	(2)	(4)	1人	1人	1人	
地域定着支援	※ ()	実績値) 内は第6期	計画値				
心外心但又成	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度	
実利用者数	0人	0人	0人	1 [1 [1 1	
(月あたり)	(1)	(1)	(2)	1人	1人	1人	



3 障害児通所支援等の見込み量

(1)障害児相談支援

■内容

障害児通所支援等の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通 所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかをモニタリングし、見直し等 を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績が増加傾向であることから、毎年度22人の増加を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	54 人	82 人	99 人	121 人	143 人	165 人
(月あたり)	(50)	(51)	(52)	141 人	143 人	105人

(2)障害児通所支援

ア 児童発達支援

■内容

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増減がありますが、将来の需要を勘案し、毎年度4人の増加を見 込みます。

	実績値			=1=./ 5		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	104 人	136 人	112人	116 1	120 1	194 1
(月あたり)	(85)	(87)	(89)	116人	120 人	124 人
延利用日数	722 日	1,226 日	1,022 日	1 044 🖽	1 000 🗖	1 116 🗆
(月あたり)	(765)	(783)	(801)	1,044 日	1,080 日	1,116 日



イ 医療型児童発達支援

■内容

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

■見込み量

第6期計画期間では利用実績はありませんでしたが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度
実利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
(月あたり)	(1)	(1)	(1)	1 八	1 八	1 人
延利用日数	0日	0日	0日	5 🗆	5日	E []
(月あたり)	(5)	(5)	(5)	5日	э	5日

ウ 放課後等デイサービス

■内容

授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を 行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増加しているため、毎年度25人の増加を見込みます。

	実績値			計画値		
	※()内は第6期計画値			百1 週1進		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	175 人	202 人	225 人	250 人	275 人	300 人
(月あたり)	(150)	(160)	(170)	230 人	213 人	300 人
延利用日数	1,612 日	2,354 日	2,388 日	2,525 日	2,777 日	3,030 日
(月あたり)	(1,500)	(1,600)	(1,700)	2, 525 □	2,111 □	ა, სას 🗆



工 保育所等訪問支援

■内容

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専 門的な支援等を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績では、令和3年度の利用実績はありませんでしたが、将来の需要を 勘案し、毎年度4人の利用を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	0人	2人	2人	4 1	4人	4 1
(月あたり)	(3)	(4)	(5)	4人	4八	4人
延利用日数	0 日	3日	3日	6 🗆	6 🗆	6 🗆
(月あたり)	(3)	(4)	(5)	6日	6日	6日

(3) その他障害児支援サービス

ア 居宅訪問型児童発達支援

■内容

重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績はありませんが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

	実績値			-1 -= /±		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	0人	0人	0人	1 [1 1	1 1
(月あたり)	(1)	(1)	(2)	1人	1人	1人
延利用日数	0日	0日	0日	1日	1日	1日
(月あたり)	(1)	(1)	(2)	1 🏻	1 🏻	1 🗆



イ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■内容

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の 提供につなげる医療的ケア児コーディネーターを活用した体制を整備し、医療的ケア児に対する 支援のための地域づくりを推進します。

■見込み量

令和4年度に1人が養成研修を修了していることから、適切な支援につなぐ体制を整備します。

		実績値		⇒1 -== /#		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R 5年度		R 6 年度 R 7 年度 R 8 年度		
 コーディネーター数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
	(0)	(0)	(1)	170	170	1 / \





4 地域生活支援事業の見込み量

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み量

すでに実施しており、引き続き実施していきます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※主な実施内容 障害者差別解消法に関するリーフレットの作成と配布 福祉健康フェア、ニコカマフェスへの参加

研修会の実施 など

(2) 自発的活動支援事業

■内容

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

■見込み量

すでに実施しており、引き続き実施していきます。

	実績値			計画値		
	※()内は第6期計画値			可凹框		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※主な実施内容 活動に使用する部屋や備品の貸出し

団体の実施事業等について市広報への掲載

障がい福祉団体活動補助金の交付 など



(3)相談支援事業

■内容

事業等	内容
障害者相談支援事業	市が委託した相談支援事業所が支援につながっていない障がい者 等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言その他障害福祉 サービスの利用支援等必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関 する業務を総合的に行います。
障がい者地域自立 支援協議会	相談支援事業の評価や地域課題の解決に係る協議、調整等を行います。
相談支援機能強化事業	困難ケースへの対応や相談支援機能の強化のため、基幹相談支援 センターに社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員 の配置等を行います。
住居入居者等支援事業 (居住サポート事業)	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、市が委託した相談支援 事業所が、入居に必要な調整等に係る支援や家主等への相談、助 言等を行います。



■見込み量

基幹相談支援センターについては、平成29年度に開設していますが、引き続き事業を実施していきます。障がい者地域自立支援協議会、相談支援機能強化事業、住宅入居者等支援事業についても、すでに実施しており、引き続き実施していきます。

		実績値)内は第6期		計画値			
障害者相談支援事業	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度	
設置か所数	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所	2か所	2か所	
基幹相談支援	※ (実績値 ※()内は第6期計画値		計画値			
センター	R3年度	R 4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
設置か所数	1か所 (1)	1か所 (1)	1か所 (1)	1か所	1 か所	1か所	
障がい者地域自立	* ()	実績値) 内は第6期	計画値		計画値		
支援協議会	R3年度	R 4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有	
相談支援機能	* ()	実績値) 内は第6期	計画値	計画値			
強化事業	R3年度	R 4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度	
実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有	
住宅入居者等	実績値 ※()内は第6期計画値		計画値				
支援事業	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有	



(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

判断能力が十分でない障がい者の権利を守るため、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■見込み量

令和3年度の利用実績はありませんでしたが、成年後見制度の必要性が高まっていることから 令和4年度と同数の人数を見込みます。

	実績値			₹1.m/#		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	0人	1人	2人	1 [1 [1 [
(年間)	(2)	(2)	(2)	1人	1人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見活動を支援するために、 実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築等を行います。

■見込み量

第6期計画期間の実績はありませんが、関係機関と連携し事業の実施について検討していきます。

	実績値			31 TH		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	無 (無)	無 (無)	無 (有)	有	有	有



(6) 意思疎通支援事業

■内容

事業名	内 容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者 や要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援し ます。
手話通訳者等設置事業	市役所内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい者等が来庁 した際のコミュニケーション支援を行います。

■見込み量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、第6期計画期間の利用実績は増減がありますが、 一時的なものと勘案されるため、令和4年度と同数の人数を見込みます。

また、手話通訳者等設置事業については、これまでどおり1人の設置を見込みます。

手話通訳者・要約筆	* ()	実績値) 内は第6期	計画値	計画値				
記者派遣事業	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度		
7红毛山田(此类) (左目)	391 件	515 件	447 件	F1F /4	F1F /4	515 <i>(</i> 44		
延利用件数(年間)	(450)	(460)	(470)	515 件	515 件	515 件		
		実績値			÷1 -==/±			
手話通訳者等	※ ())内は第6期	計画値		計画値			
設置事業	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度		
凯黑龙粉 (左眼)	1人	1人	1人	1 [1 [1 [
設置者数(年間)	(1)	(1)	(1)	1人	1人	1人		



(7) 日常生活用具給付等事業

■内容

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。

11	7474				
種別	内 容				
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等				
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等				
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等				
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等				
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等				
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅 改修を伴うもの				





■見込み量

各日常生活用具について、第6期計画期間の利用実績及び将来の需要を勘案し、増加又は同数 を見込みます。

2762072 9 0	* (実績値) 内は第6期	計画値	計画値				
介護・訓練支援用具	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度		
延利用件数(年間)	3件 (6)	2件 (6)	7件 (6)	4件	4件	4件		
自立生活支援用具	※ (実績値) 内は第6期	計画値		計画値			
日立工佰文版用兵	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度		
延利用件数(年間)	12 件 (18)	14 件 (18)	12 件 (18)	12 件	12 件	12 件		
-	※ (実績値			計画値			
在宅療養等支援用具	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度		
延利用件数(年間)	12 件 (13)	19 件 (13)	12 件 (13)	13 件	13 件	13 件		
情報・意思疎通支援	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値				
用具	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度		
延利用件数(年間)	13 件 (17)	13 件 (17)	14 件 (17)	14 件	14 件	14 件		
排泄管理支援用具	実績値 ※()内は第6期計画値				計画値			
孙他自华义 扬用兵	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度		
延利用件数(年間)	2,169件 (2,220)	2,075 件 (2,250)	2,110件 (2,280)	2,118件	2、118件	2,118件		
居宅生活動作補助	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値				
用具(住宅改修費)	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度		
延利用件数(年間)	0件 (1)	1件 (1)	1件 (1)	1件	1件	1件		



(8) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的に実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増減がありますが、毎年度1人の増加を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値			R 8年度
講習修了者数	7人	17人	14 人	1 <i>E</i>	16 1	17 1
(年間)	(10)	(10)	(10)	15 人	16人	17人

(9)移動支援事業

■内容

単独では外出困難な障がい者に対して、地域において自立した生活や社会参加を促すために、 外出に必要な支援を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は増減がありますが、将来の需要を勘案し、毎年度3人の増加を見 込みます。

	実績値			⇒1 (#		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	39 人	46 人	45 人	48 人	E1 1	E 4 I
(月あたり)	(37)	(39)	(41)	40 八	51人	54 人
延利用時間	359 時間	359 時間	450 時間	480 時間	510 時間	540 時間
(月あたり)	(370)	(390)	(410)	400 时间	910 时间	940 时间



(10) 地域活動支援センター

■内容

在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

■見込み量

鎌ケ谷市内のセンター利用者は、第6期計画期間の実績は減少傾向にありますが、利用状況を 勘案し、令和4年度と同数を見込みます。

市外のセンター利用分についても、利用状況を勘案し、令和4年度の計画数と同数を見込みます。

市内センター利用分	* ()	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
11月12フター作用力	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
実利用か所数 (年間)	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所	2か所	2か所	
実利用者数 (月あたり)	14 人 (12)	13 人 (12)	13 人 (12)	13人	13 人	13 人	
市外センター利用分	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値			
間がピンダーが用力	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
実利用か所数 (年間)	1か所 (1)	1か所 (1)	1か所 (1)	1か所	1 か所	1 か所	
実利用者数 (月あたり)	1人 (3)	4人 (3)	3人 (3)	3人	3人	3人	



(11) 日中一時支援事業

■内容

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の社会参加や介護者が一時的 に休息できる時間を創出します。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績は微増していますが、一定のニーズがあることが予想されるため、 令和3年度から令和5年度までの平均値を見込みます。

	実績値			31 ax/x		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数	16 人	16 人	19 人	17 人	17 J	17 i
(月あたり)	(30)	(30)	(30)	11人	17 人	17人

(12) 発達障がい児者及び家族等支援事業

ア ペアレントトレーニング**やペアレントプログラム**等の支援プログラム等の 受講者数

■内容

発達障がい児者及び家族等支援事業として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム 等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族が特性に応じたかかわりができるよう、スキル の向上を図ります。

■見込み量

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度以降は利用実績がありませんでしたが、令和2年度までの受講者数を勘案し、20人の利用を見込みます。

※令和2年度実績:16人(年間)

	実績値			-1 -= /±		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
支援プログラム 延べ受講者数 (年間)	0人 (10)	0人 (10)	0人 (10)	20 人	20 人	20 人



イ ペアレントメンター*の人数

■内容

発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの 診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターを養成します。

■見込み量

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度以降の設置実績はありませんが、将来のニーズを勘案し、1人の設置を見込みます。

		実績値			₹1		
	※()内は第6期計画値			計画値			
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度	
設置者数(年間)	0人	0人	0人	1 1	1人	1 Å	
設置者数(年間)	(0)	(0)	(1)	1人	1 /	1人	

ウ ピアサポート*の活動への参加人数

■内容

発達障がいの子をもつ保護者や家族、当事者同士等が集まりお互いの相談や情報交換を行うピアサポートの活動へ参加しやすい環境を整えるため、関係機関と連携し情報収集や活動の支援などを行います。

■見込み量

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度は参加実績がありませんでしたが、令和4年度のピアサポート研修受講者数を勘案し、50人の利用を見込みます。

		実績値			21 az /#		
	※()内は第6期計画値			計画値			
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
延参加者数(年間)	0人	44 人	50 人	E0 1	50 人	50 人	
延参加者数(年間)	(0)	(0)	(5)	50 人	30 人	50 人	



5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの 構築

(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

■内容

自立支援協議会の中に政策課題チームとして「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討チーム」を設置し、保健、医療及び福祉関係者等による協議の場を設けます。

■見込み量

第6期計画期間の開催実績を基に、計画値も同数を見込みます。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R 8年度
開催数(年間)	6回	4回	6 回	6 回	6 回	6 回
	(6)	(6)	(6)			



(2)保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

■内容

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者による協議の場を通じて、重層的な連携 による支援体制を構築します。

■見込み量

令和5年度の出席者の内訳をもとに現状を維持するとともに、協議の進捗状況などを加味し参加者の拡大を目指します。

		* (実績値) 内は第6期	計画値	計画値		
		R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
	保健 (保健所等)	6人 (9)	5人 (9)	10人 (9)	9人	9人	9人
4	医療 (精神科等)	3人 (18)	3人 (18)	6人 (18)	9人	9人	9人
参加者数	福祉・介護	24 人 (33)	18 人 (33)	38 人 (33)	42 人	42 人	42 人
(延べ)	当事者	8人 (0)	6人 (0)	16人 (0)	4人	4人	4人
	家族	6人 (0)	5人 (0)	12 人 (0)	4人	4人	4人
	合計	47 人 (60)	37 人 (60)	82 人 (60)	68 人	68 人	68 人



(3)保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び 評価の実施回数

■内容

重層的な連携による支援体制を構築するため、保健・医療及び福祉関係者等による協議の場で 目標設定及び評価を行います。

■見込み量

現状においても、目的設定及び評価を行っていることから、第6期計画期間の利用実績を基に、 協議のサイクルを維持していきます。

※注 令和8年度は、計画策定のため、鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会の開催回数が増え ることから、通常の年度より2倍の計画値としています。

	実績値			計画値		
	※()内は第6期計画値			計画框		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
目標設定及び評価の	3回	3回	6回	2 EI	o ⊞	C lei
実施回数(年間)	(1回)	(1回)	(1回)	3回	3回	6回





6 相談支援体制の充実・強化のための取組

(1)総合的・専門的な相談支援

■内容

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を整備します。

■見込み量

すでに基幹相談支援センターに社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、総合・ 専門的な相談支援を実施しているため、取組を継続します。

	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5 年度 ※見込値			R 8年度
実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

(2) 地域の相談支援体制の強化

■内容

基幹相談支援センターを中心に相談支援事業者に対して訪問等による指導・助言、人材育成の 支援、連携強化の取組を行います。

■見込み量

第6期計画期間の利用実績を基に、取組件数を見込みます。

	* ()	実績値 ※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度	
指導・助言件数 (年間)	12回 (9)	18回 (9)	12回 (9)	18 回	18 回	18 回	
人材育成の支援件数 (年間)	1回 (1)	3回 (1)	3回 (1)	3回	3回	3回	
連携強化の取組の 実施回数(年間)	12 回 (12)	15 回 (12)	15 回 (12)	15 回	15 回	15 回	



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■内容

千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員が参加し、資質の向上 を図ります。

■見込み量

千葉県で実施する研修の状況などを考慮し、可能な限り職員の研修への参加を促します。 新型コロナウイルス感染症の影響で、第6期計画値から参加実績は下回っていますが、今後増加することを勘案して計画値と同数の人数を見込みます。

	実績値			31.m/t		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
参加人数(年間)	2人 (16)	9人 (16)	10 人 (16)	16人	16人	16人

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■内容

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と 共有します。

■見込み量

すでに事業所と個別に行っている審査結果の確認を総体的に分析し事業所等と共有する体制を 整え、引き続き実施していきます。

	実績値			≑1. / .		
	※()内は第6期計画値			計画値		
	R3年度	R4年度	R 5年度 ※見込値	R6年度	R7年度	R8年度
共有体制の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
実施回数(年間)	1回 (1)	1回 (1)	1回 (1)	1回	1回	1回



資料編





1 策定経過

開催日	会議名	内容
令和5年5月22日	第1回鎌ケ谷市障がい者 地域自立支援協議会	調査票の検討 令和4年度実績報告
令和5年6月19日~ 令和5年7月20日	アンケート調査実施	市内在住の障害者手帳所持者等 2,000 人 を対象にアンケート調査を実施
令和5年6月19日~ 令和5年7月24日	事業所アンケート調査実 施	市内障害福祉サービス提供事業所 92 事業所に対してアンケート調査を実施
令和5年6月28日~ 令和5年7月14日	障がい関係団体アンケー ト調査実施	市内当事者団体・家族会8団体に対し てアンケート及びヒアリング調査を実 施
令和5年7月27日~ 令和5年8月18日	障がい関係団体ヒアリン グ実施	
令和5年8月22日	第2回鎌ケ谷市障がい者 地域自立支援協議会	アンケート調査・ヒアリング<進捗状 況>について
令和5年9月28日	政策調整会議	計画(素案)を付議
令和5年10月26日	第3回鎌ケ谷市障がい者 地域自立支援協議会	計画(素案)の検討、成果目標・見込 み量の検討
令和5年11月13日	政策会議	計画(案)を付議
令和5年12月15日~ 令和6年1月15日	パブリックコメント実施	計画(案)について意見募集
令和6年2月19日	第5回鎌ケ谷市障がい者 地域自立支援協議会	パブリックコメント結果報告
令和6年3月	計画決定	計画の決定



2 策定体制

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(平成19年鎌ケ谷市告示第63号)

(設置)

第1条 障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核 的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの 構築等に向けた協議の場として、鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」とい う。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (4) 鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関すること。
 - (5) 障がいを理由とする差別に関する相談事例等に係る情報の共有に関すること。
 - (6) 障がいを理由とする差別の解消の取組に係る情報の交換及び啓発に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の地域の自立支援に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障がい福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 雇用関係者
 - (6) 権利擁護・地域福祉関係者
 - (7) 障がい者団体関係者
 - (8) 行政関係機関職員
 - (9) その他市長が必要と認める者



(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。 (関係者の出席)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用して はならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定に かかわらず、平成22年3月31日までとする。



鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿一覧

(敬称略)

	(旬)(水)()		
	氏 名	所属	役職等
©1	三浦 健	社会福祉法人 南台五光福祉会 障害者支援施設 もくせい園	
2	向井 智之	聖徳大学	准教授
3	渡辺 浩隆	社会福祉法人 優幸会 みちる園	施設長
4	藤澤 陽子	医療法人梨香会 連携センター 依存症支援室	主任 ※任期:令和5年5月22日~ 令和6年2月1日
	石川 由佳	秋元病院 地域連携センター 医療相談室	※任期:令和6年2月2日~
5	篠田 紫織	習志野健康福祉センター(習志野保健所)	上席精神保健福祉相談員
6	竹之内 純一	千葉県立つくし特別支援学校	教頭
7	吉田 鈴美	千葉県立松戸特別支援学校	教諭 特別支援教育コーディネーター
8	渡邉 輝江	鎌ケ谷市商工会	商工会理事
9	古市 佳子	船橋公共職業安定所	統括職業指導官
10	山本 幸子	社会福祉法人鎌ケ谷市社会福祉協議会	監事
11	山嵜 幸子	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会	南部地区会長
12	櫻澤 美智子	鎌ケ谷市身体障がい者福祉会	会長
13	飯髙 優子	特定非営利活動法人 鎌ケ谷市手をつなぐ親の会	理事長
14	瀧口博史	心の健康を支えあう ききょうの会	会長
15	會澤 奈穂子	鎌ケ谷市聴覚障害者福祉会	役員
16	勝又和久	脊柱靭帯骨化症千葉県患者会 (千葉県難病団体連絡協議会)	会長
017	菊地 謙	中核地域生活支援センター習志野圏域 まるっと	所長
18	森井 真理	中核地域生活支援センター習志野圏域 まるっと	障害者グループホーム等 支援ワーカー
19	今井 崇徳	社会福祉課	課長
20	舘岡 文	健康増進課	主幹

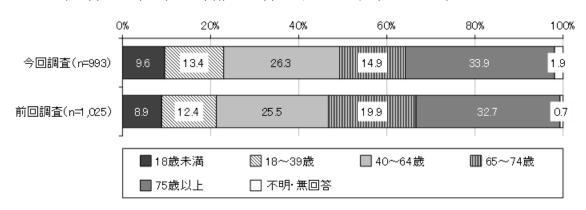
◎ ・・・ 会長 ○ ・・ 副会長 任期:令和4年4月1日~令和7年3月31日迄



3 アンケート調査結果概要(単純集計)

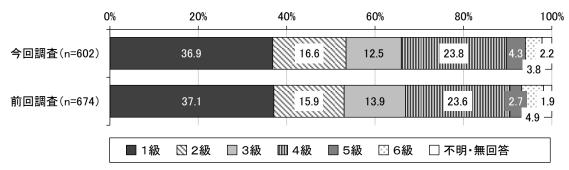
(1) あなた(宛名のご本人) とご家族のことについて

あなた(宛名のご本人)の年齢をお答えください。(○は1つ)

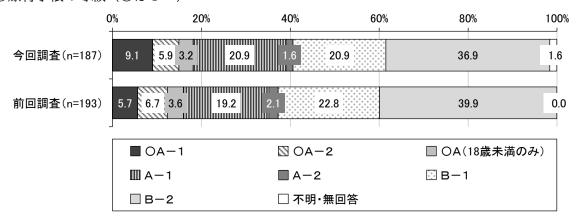


お持ちの手帳などの種類をお答えください。

○身体障害者手帳の等級(○は1つ)

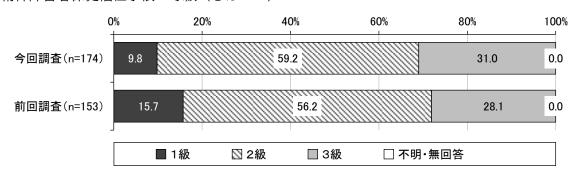


○療育手帳の等級(○は1つ)

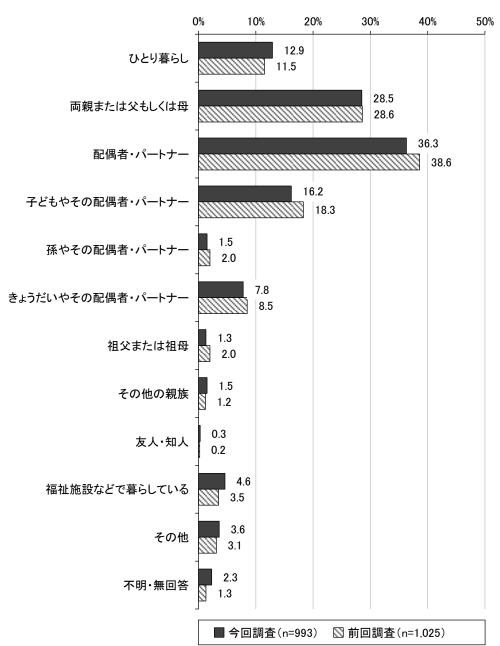




○精神障害者保健福祉手帳の等級(○は1つ)

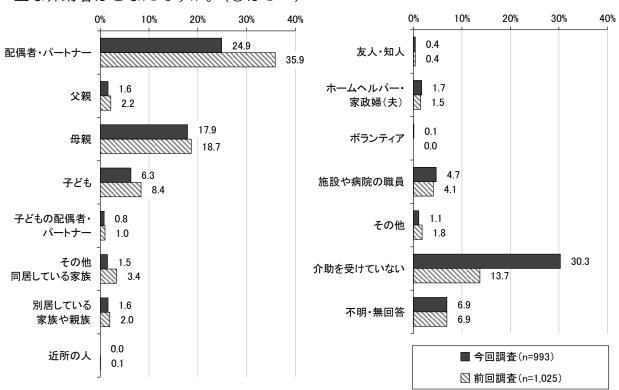


現在、どなたと住んでいますか。(あてはまるものすべてに○)



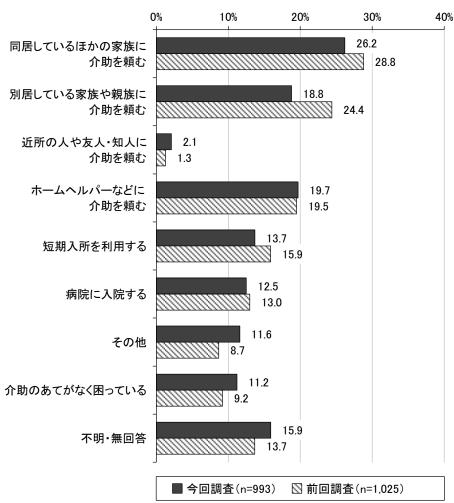


主な介助者はどなたですか。(○は1つ)





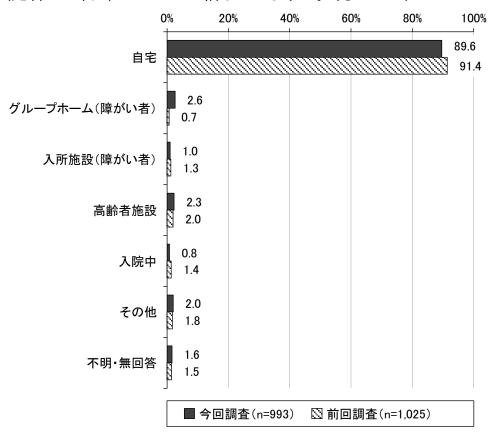
いつも介助している方が介助できなくなったとき、どうしますか。(あてはまるものすべてに○)



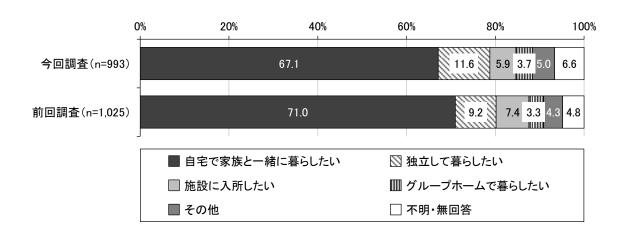


(2) 暮らしについて

あなた (宛名のご本人) はどこで生活していますか。 (○は1つ)

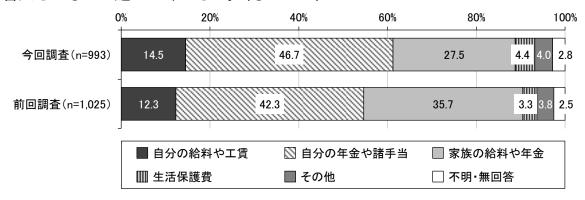


今後、あなた(宛名のご本人)はどのように暮らしたいと思いますか。(○は1つ)



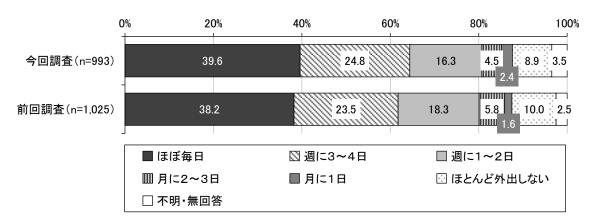


あなた(宛名のご本人)が生活していく上での、主な収入はどれですか。金額の一番大きいものを選んでください。(○は1つ)



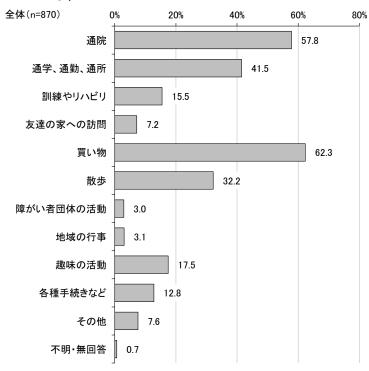
あなた(宛名のご本人)は、仕事・通園・通学を含め、どのくらい外出しますか。 (○は1つ)

※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう休校や外出自粛要請が行われる以前の状況でお答えください。

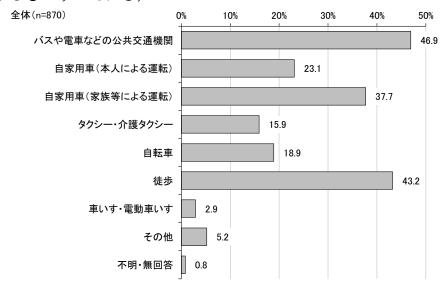




あなた(宛名のご本人)は主にどのような目的で外出しますか。 (あてはまるものすべてに○)

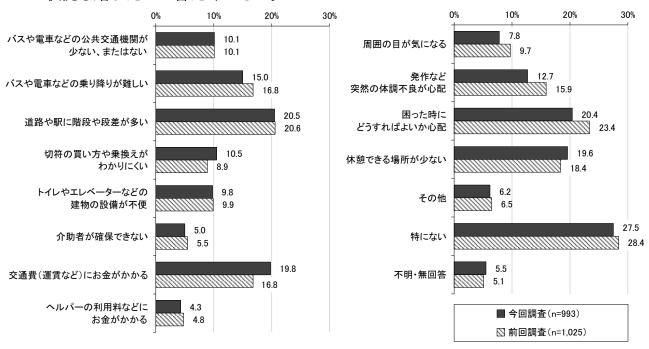


あなた (宛名のご本人) の外出時に、よく利用する交通手段は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

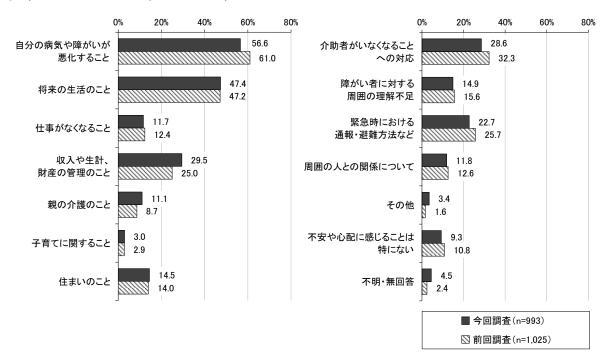




外出時に困ることについて、具体的に教えてください。(あてはまるものすべてに○) ※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう休校や外出自粛要請が行われる以前 の状況も踏まえてお答えください。

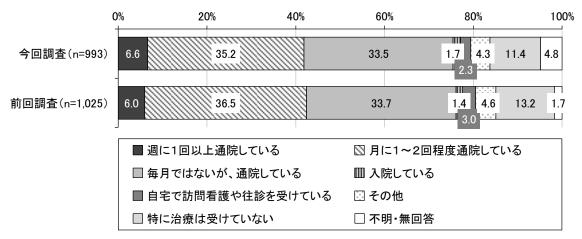


あなた(宛名のご本人)が現在又は将来、不安や心配に感じていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

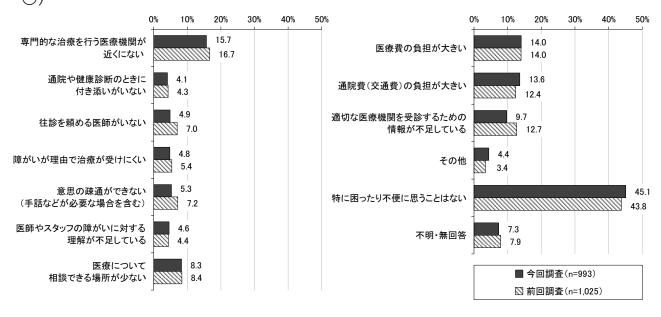




現在、医師の治療(医療行為)を受けていますか。(○は1つ)



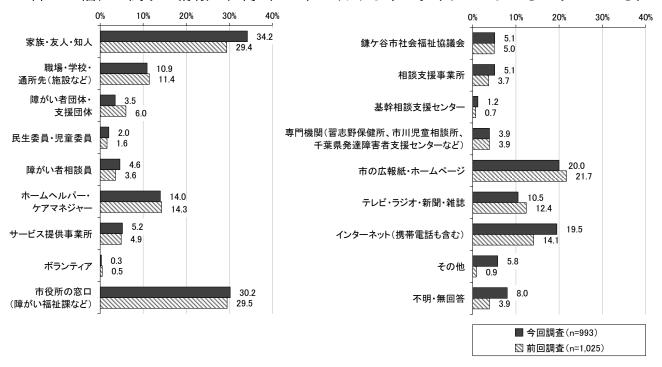
健康管理や医療について、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに ○)



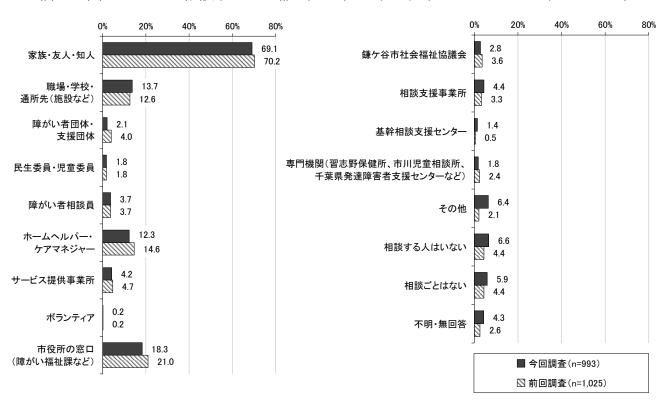


(3)情報や相談について

障がい福祉に関する情報を、何(どこ)で知りますか。(あてはまるものすべてに○)



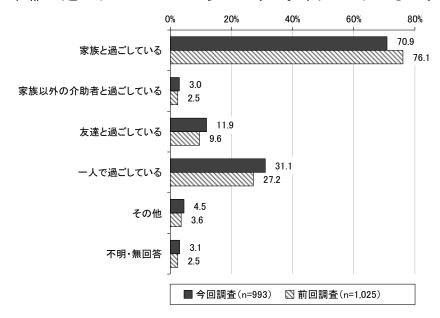
悩みや困ったことを相談するのは誰(どこ)ですか。(あてはまるものすべてに○)





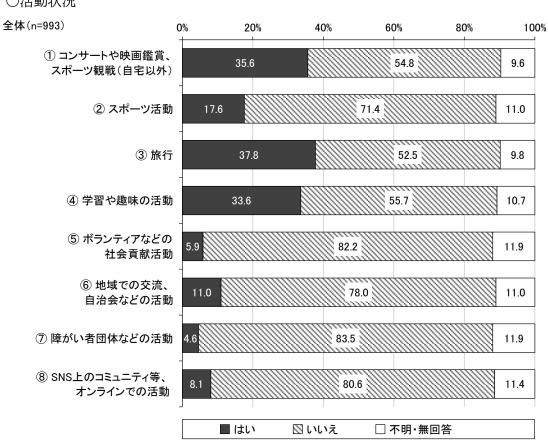
(4) 地域とのかかわりについて

あなた(宛名のご本人)は、ふだん、仕事や学校、施設、病院などへ通ったりする 以外の時間は、誰と過ごしていることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



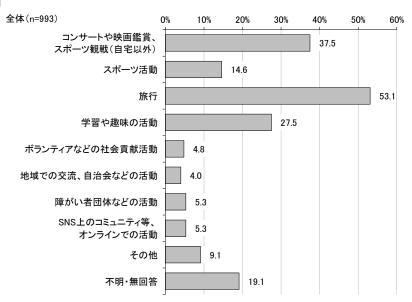
あなた(宛名のご本人)がここ3年程度の間に行ったことのある活動はありますか。 また、今後行ってみたい活動はありますか。(①~⑧について行ったもの、行ってみ たいものそれぞれ1つに○)

○活動状況

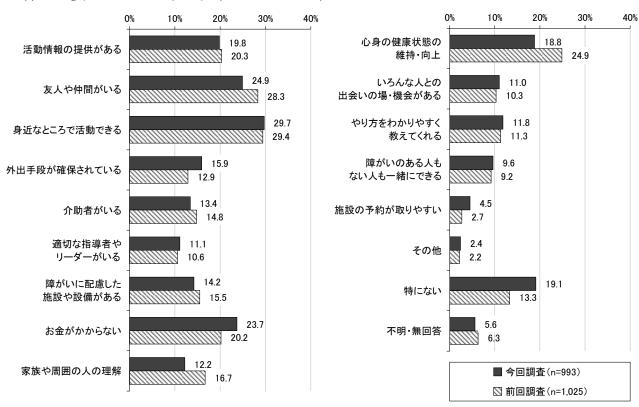




○今後の意向



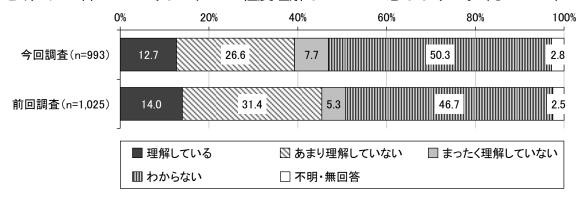
あなた (宛名のご本人) が社会活動、余暇活動に参加するためには、どのような条件が必要だと思いますか。(○は3つまで)



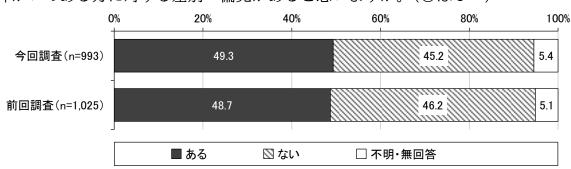


(5) 障がいへの理解促進について

地域の人は障がいに対して、どの程度理解していると感じますか。(○は1つ)



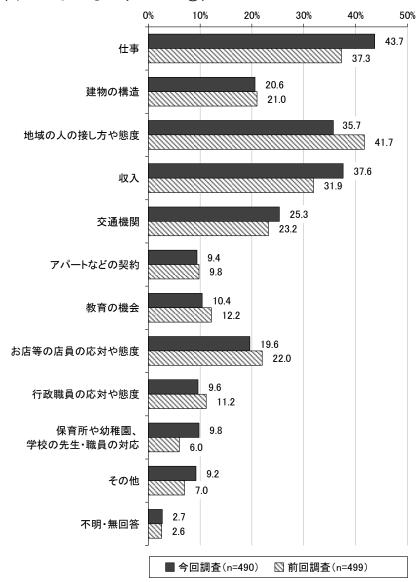
障がいのある方に対する差別・偏見があると思いますか。(○は1つ)





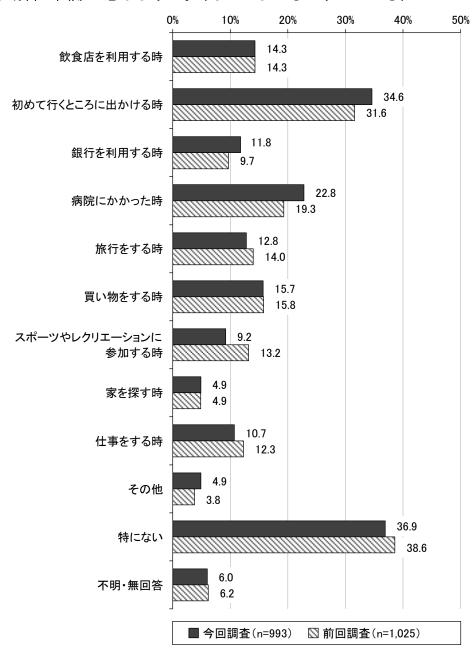
【「ある」を選んだ方】

障がいのある方に対する差別・偏見、又は理解のなさはどのようなところにあると 思いますか。(あてはまるものすべてに○)



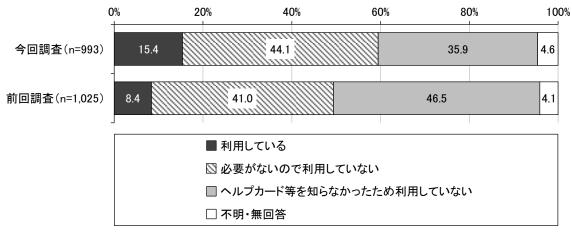


あなた (宛名のご本人) は、希望を伝えたり、情報を受け取ったりする時に、特に どのような場合に困難を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

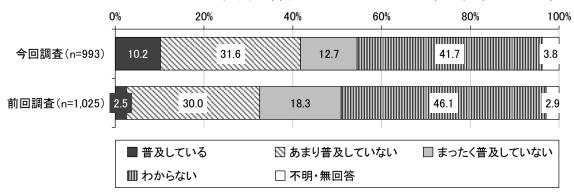




あなた(宛名のご本人)は、ヘルプカードやヘルプマークを利用していますか。(○ は1つ)

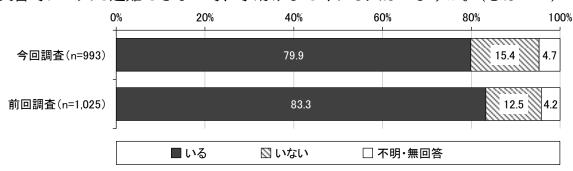


ヘルプカードやヘルプマークは社会に普及していると思いますか。(○は1つ)



(6) 地震などの災害時の避難について

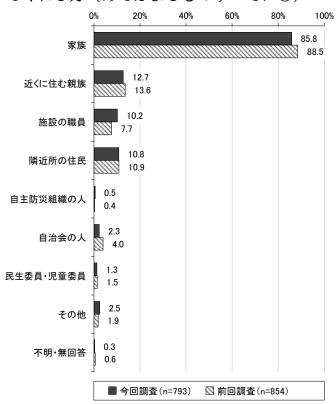
災害時に1人で避難できない時、手助けしてくれる人はいますか。(○は1つ)



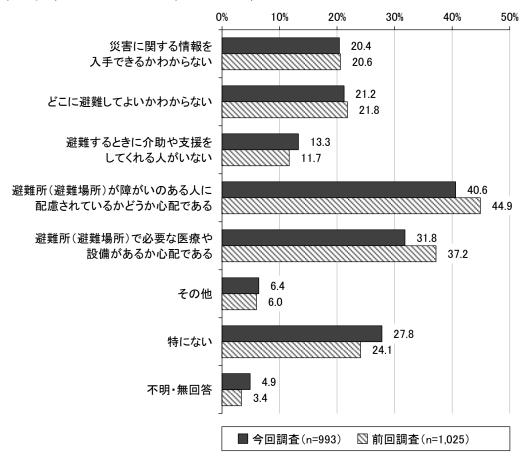


【「いる」を選んだ方】

○災害時に手助けしてくれる方(あてはまるものすべてに○)



台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

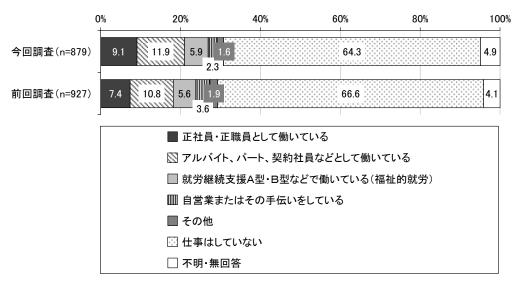




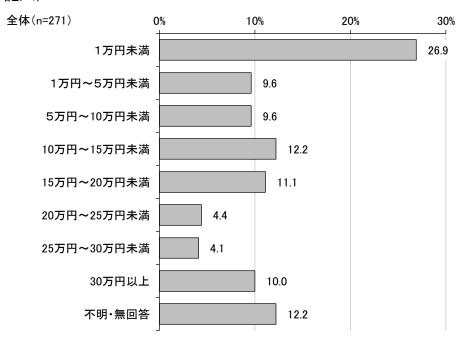
(7) 就労状況について

【18歳以上の方】

あなた (宛名のご本人) は現在、仕事をしていますか。 (○は1つ)



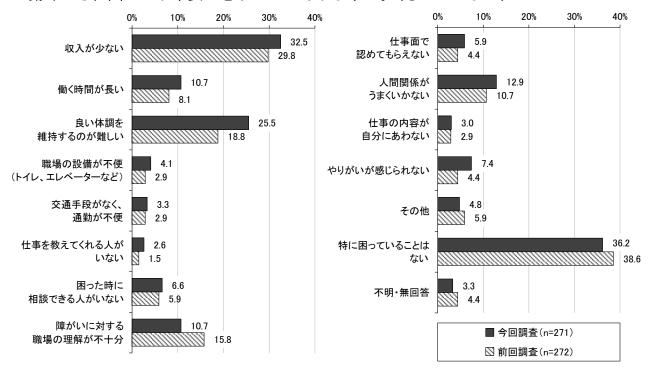
18歳以上の仕事をしている方(問36で「仕事はしていない」以外を回答された方) あなたの月平均の賃金・工賃の金額(所得税等の天引き前の金額)をお答えください。(数字を記入)





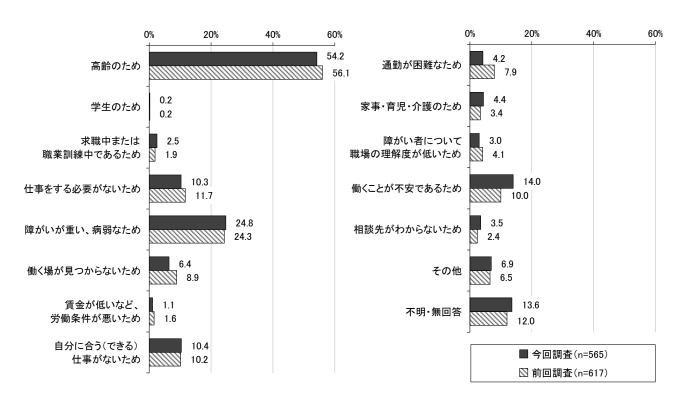
【18歳以上の仕事をしている方】

働くとき、困ったり不安に思うことはありますか。(○は3つまで)



【18歳以上の仕事をしていない方】

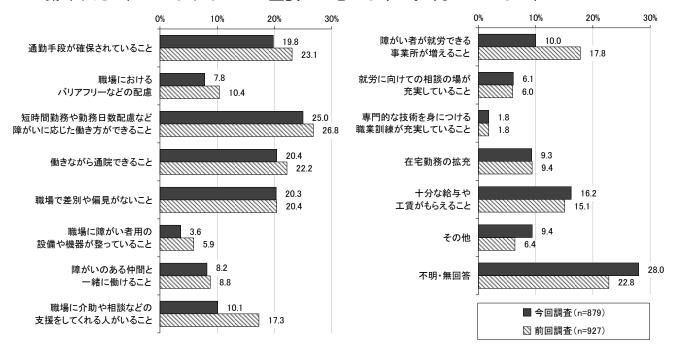
働いていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)





【18歳以上の方】

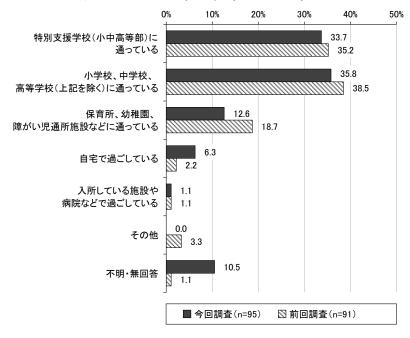
働くうえで、どのようなことが重要だと思いますか。(○は3つまで)



(8) 障がい児福祉について

【18歳未満の方】

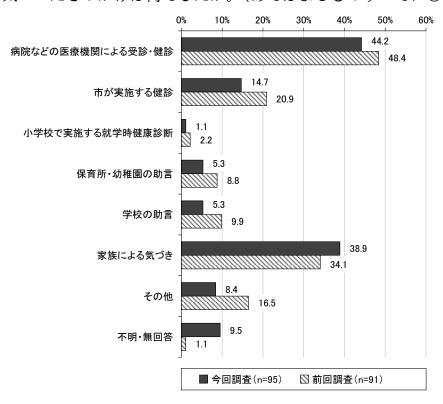
平日の日中をどのように過ごしていますか。(○は1つ)





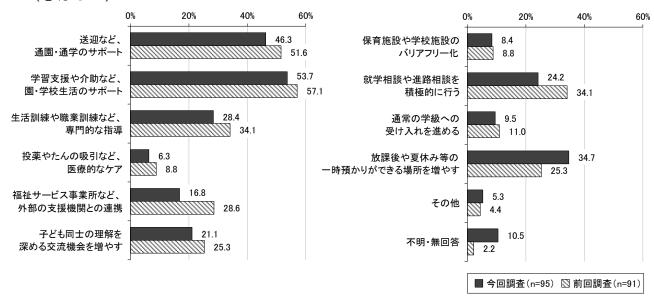
【18歳未満の方】

障がいに気づいたきっかけは何でしたか。(あてはまるものすべてに○)



【18歳未満の方】

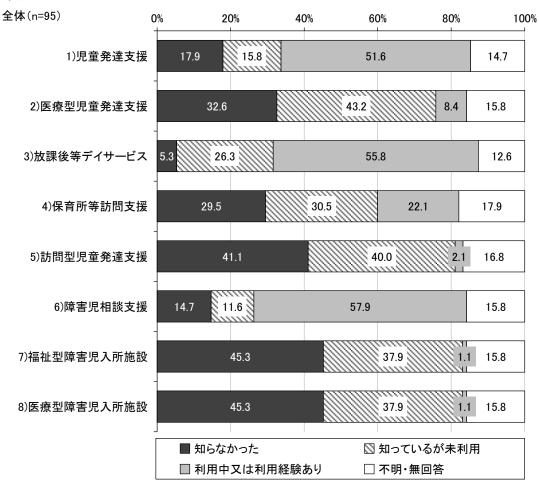
幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要と思われるものをお答えください。 (○は3つ)





次の障がい児福祉サービスについて、それぞれあてはまるものを選んでください。 (それぞれ〇は1つ)

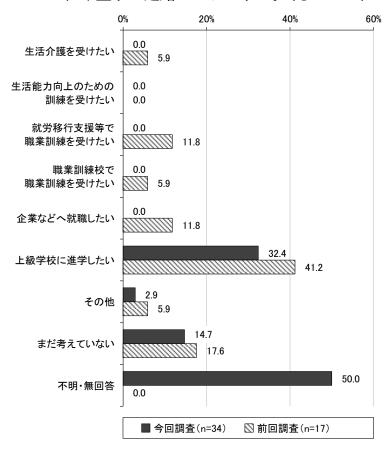
○利用状況





【18歳未満の方/中学校・高等学校在学中の方】

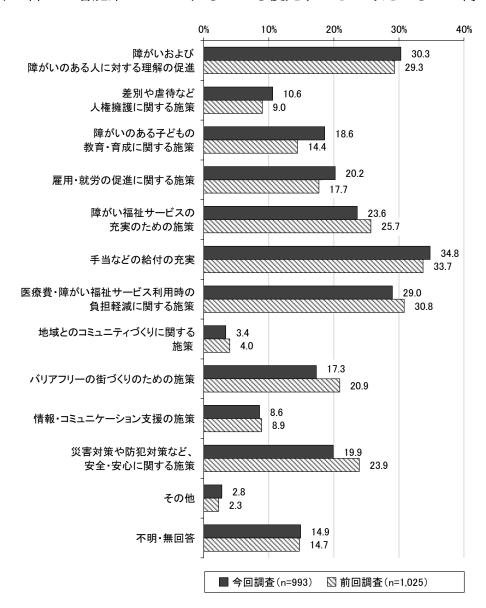
今の学校の卒業後について、希望する進路はどれですか。(○は1つ)





(9)鎌ケ谷市の障がい者施策について

鎌ケ谷市の障がい者施策において、もっとも優先すべきと考えるものは何ですか。





4 用語解説

◆ア行

【医療的ケア児】(いりょうてきけあじ)

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工 呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

【インクルーシブ】

「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。1980 年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの個別的なニーズに対して集団から排除せず、共に支え合い、包み込む考え方

【SDGs (持続可能な開発目標)】(えすでぃーじーず (じぞくかのうなかいはつもくひょう))

平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択され、2030(令和12)年までに達成すべき国際目標で、17のゴール(目標)とそれに連なり具体的に示された169のターゲットから構成された国際社会全体の共通目標

◆力行

【かまがや安心eメール】(かまがやあんしんいーめーる)

鎌ケ谷市の防災・防犯情報や子どもの安全情報等を、あらかじめ登録された携帯電話番号やパソコンへ電子メールで提供するサービス

【鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会】(かまがやししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい)

障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たすとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場

【基幹相談支援センター】(きかんそうだんしえんせんたー)

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の 相談支援体制の強化の取組及び権利擁護・虐待防止等を行う機関



【強度行動障害】(きょうどこうどうしょうがい)

自傷や他傷、こだわり、ものを壊す、異食、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼ す行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

【グループホーム】

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、利用者間の支え合いやスタッフの 援助を受けながら、少人数で共同生活をする形態

【権利擁護】(けんりようご)

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人 に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や 財産侵害など)が起きないようにすること

【コーディネーター】

ものごとを調整し、取りまとめる役割の人

【高次脳機能障がい】(こうじのうきのうしょうがい)

交通事故や脳血管疾患などにより、脳に損傷が生じて起こる障がい。脳の損傷部位により、発生する障がいの症状は異なる。脳の損傷から障がいの発生までに時間がかかることや、外見からは障がいがあると分からないので、本人も理解しづらく、周囲の理解が得られにくい症状

【個別の教育支援計画】(こべつのきょういくしえんけいかく)

障がいのある児童生徒などに対して、学校卒業後までの一貫した支援を行うため、学校などの教育機関が中心となって、家庭や医療機関、福祉施設などと連携・協力して長期的な視点から作成する計画

【個別の指導計画】(こべつのしどうけいかく)

学校の教育課程において、障がいのある児童生徒など一人ひとりの障がいの状態等に応じたき め細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画

◆サ行

【指定難病】(していなんびょう)

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済 的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負 担の大きい疾病 (パーキンソン病、重症筋無力症等)



【児童発達支援センター】(じどうはったつしえんせんたー)

児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設

【就労継続支援A型】(しゅうろうけいぞくしえんえーがた)

企業等に就労することが困難な障がい者が、雇用契約に基づき生産活動の機会の提供、知識お よび能力の向上のために必要な訓練等を行う事業のこと

【就労継続支援B型】(しゅうろうけいぞくしえんびーがた)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会 の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う事業のこと

【障害者就業・生活支援センター】(しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー)

就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施 する。障害者雇用促進法に基づく支援機関

【障害者総合支援法】(しょうがいしゃそうごうしえんほう)

「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題されたもの

【障がい者相談員】(しょうがいしゃそうだんいん)

障がいのある人からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う、市長から委嘱を受けた民間の協力者

【障害者文化芸術推進法】(しょうがいしゃぶんかげいじゅつすいしんほう)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸 術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律

【小児慢性特定疾病】(しょうにまんせいとくていしっぺい)

小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが 児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定 の疾患

【情報アクセシビリティ】(じょうほうあくせしびりてぃ)

年齢や障がいの有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる こと



【自立支援医療 (精神通院)】(じりつしえんいりょう (せいしんつういん))

精神障害者保健福祉手帳の所持に関わらず、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの

【成年後見制度】(せいねんこうけんせいど)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を 代理権等が付与された成年後見人が支援する制度で、本人が判断能力のあるうちに予め後見人を 依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度 (後見、補助、保佐)」があるもの

◆夕行

【地域活動支援センター】(ちいきかつどうしえんせんたー)

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作 的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

【地域共生社会】(ちいききょうせいしゃかい)

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の 多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つな がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

【地域生活支援拠点】(ちいきせいかつしえんきょてん)

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱

【地域生活支援事業】(ちいきせいかつしえんじぎょう)

障害者総合支援法に基づき市町村及び都道府県が、その地域の実情等に応じて提供する行政サ ービス

【地域包括ケアシステム】(ちいきほうかつけあしすてむ)

厚生労働省が推進する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目指しているもの



【読書バリアフリー法】(どくしょばりあふりーほう)

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、 すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を 目的としたもので、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律の略称

◆八行

【発達障がい】(はったつしょうがい)

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

【バリアフリー】

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリー Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いるもの

【ピアサポート】

ピア(Peer)とは「仲間」を意味し、障がいのある人の場合は、障がいのある人やその家族が、 当事者同士で集まり、お互いの課題や抱えている辛さを共有し、分かち合い、助け合うこと

【福祉的就労】(ふくしてきしゅうろう)

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種就労支援施設等で職業訓練等を受けな がら作業を行うこと

【ペアレントトレーニング】

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子ども の養育技術を身につけてもらうトレーニング

【ペアレントプログラム】

地域での普及を図るために開発された、ペアレントトレーニングよりも簡易なプログラム

【ペアレントメンター】

発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの 診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人



【ほほえみ先生】(ほほえみせんせい)

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、必要な支援や相談等を行う特別支援教育推進指導教員のこと。市内の小中学校全 14 校に配置されている

◆マ行

【モニタリング】

サービス等利用計画に対し的確なアセスメントができているか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを見守り、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること

◆ヤ行

【要約筆記】(ようやくひっき)

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達する方法。一般的には、 話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで 入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきている。通 常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記者が行うもの

◆ラ行

【ライフステージ】

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階

【療育】(りょういく)

障がいのある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、社会的に自立することを目的として行われる治療教育の略称



5 参考資料

(1) 関連する法律の動向

年	関連法令等	概要
平成 23 年	○障害者基本法の一部改正	・目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	○障害者虐待防止法の施行○障害者自立支援法の一部改正	・障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐 待の早期発見の努力義務を規定 ・相談支援の充実、障がい児支援の強化など
	○児童福祉法の一部改正	・障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	○障害者総合支援法の施行 ○障害者雇用促進法の一部改正 ○公職選挙法の一部改正	・障害者自立支援法を改称、障がい者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・法定雇用率の引き上げ ・成年被後見なおといる。
	○障害者優先調達推進法の施行○障害者差別解消法の成立	・公的機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
平成26年	○障害者の権利に関する条約の 批准○障害者総合支援法の改正	・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託 ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成 27 年	○障害者総合支援法の改正○難病法の施行	・障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 ・難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡 大
平成 28 年	○障害者差別解消法の施行○障害者雇用促進法の改正○発達障害者支援法の改正	・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供・法定雇用率算定に精神障がい者が加わる・基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成30年	○障害者総合支援法、児童福祉 法の改正○障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡
		大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化(地方公共団体)
令和 元年	○障害者雇用促進法の改正○読書バリアフリー法の施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 3年	○障害者差別解消法の改正○医療的ケア児支援法の成立	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 6年	○障害者総合支援法の改正施行	・グループホームの支援内容の強化 ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の 努力義務化 ・多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を 新規創設



(2)国の障害者基本計画(第5次)

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画 【計画期間】 令和5年度(2023 年度)からの5年間

Ⅱ 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を 最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障 壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

- 1. 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

- 1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 2. 共生社会の実現に資する取組の推進
- 3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- 6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

Ⅲ 各論の主な内容(11 の分野)

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2. 安全・安心な生活環境の整備
- 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4. 防災、防犯等の推進
- 5. 行政等における配慮の充実
- 6. 保健・医療の推進
- 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8. 教育の振興
- 9. 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11. 国際社会での協力・連携の推進





第7期鎌ケ谷市障がい福祉計画 第3期鎌ケ谷市障がい児福祉計画

令和6年3月

発 行:鎌ケ谷市 健康福祉部 障がい福祉課 〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 総合福祉保健センター 2階 電話 047-445-1141 (代表)

